

官報

号外 令和四年十月二十五日

○第二百十回 衆議院会議録 第四号

令和四年十月二十五日(火曜日)

令和四年十月二十五日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

野田佳彦君の故議員安倍晋三君に対する追悼演説

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官訴追委員辞職の件

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

検察官適格審査会委員の予備委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

岸田内閣総理大臣の山際国務大臣の辞任について

の発言並びに同発言に関連する逢坂誠二君、金村龍那君、浅野哲君及び塩川鉄也君の発言

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外八名提出)及び新型コロナウイルス等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

故議員安倍晋三君に対する追悼演説

○議長(細田博之君) 去る七月八日逝去されました議員安倍晋三君に対し弔意を表するため、野田佳彦君から発言を求められております。これを許します。野田佳彦君。

(野田佳彦君登壇)

○野田佳彦君 本院議員、安倍晋三元内閣総理大臣は、去る七月八日、参院選候補者の応援に訪れた奈良県内で、演説中に背後から銃撃されました。搬送先の病院で全力の救命措置が施され、日本中の回復を願う痛切な祈りもむなし、あなたは不帰の客となられました。享年六十七歳。余りにも突然の悲劇でした。政治家としてやり残した仕事。次の世代へと伝えたいと思ひ。そして、いつか引退後に昭恵夫人とともに過ごすはずであった穏やかな日々。全ては一瞬にして奪われました。

政治家の握るマイクは、単なる言葉を通す道具ではありません。人々の暮らしや命が懸かっています。マイクを握り日本の未来について前を向いて訴えているときに、後ろから襲われた無念さはいかばかりであったか。改めて、この暴挙に対して激しい憤りを禁じ得ません。私は、生前のあなたと政治的な立場を同じくするものではありませんでした。しかしながら、私は、前任者として、あなたに内閣総理大臣のバトンを渡した当人でありませぬ。我が国の憲政史には、百一代六十四名の内閣総理大臣が名を連ねます。先人たちが味わってきた重圧と孤独を我が身に体したことがある一人として、あなたの非業の死を悼み、哀悼の誠を捧げたい。そうした一念の下に、ここに、皆様の御賛同を得て、議員一同を代表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。(拍手)

安倍晋三さん。あなたは、昭和二十九年九月、後に外務大臣などを歴任された安倍晋太郎氏、洋子様御夫妻の次男として東京都に生まれました。父方の祖父は衆議院議員、母方の祖父と大叔父は後の内閣総理大臣という政治家一族です。幼い頃から身近に政治があるという環境の下、公のために身を尽くす覚悟と気概を学んでこられたに違いありません。

成蹊大学法学部政治学科を卒業され、一旦は神戸製鋼所に勤務した後、外務大臣に就任していた父君の秘書官を務めながら、政治への志を確かなものとされていきました。そして、父、晋太郎氏の急逝後、平成五年、当時の山口一区から衆議院選挙に出馬し、見事に初陣を飾られました。三十八歳の青年政治家の誕生であります。私も同期当選です。初登壇の日、国会議事堂の正面玄関には、あなたの周りを取り囲む、ひととき大きな人垣ができていたのを鮮明に覚えております。そこには、フラッシュの閃光を浴びながらインタビューに答えるあなたの姿がありました。私には、その輝きがただまぶしく見えるばかりでした。

その後のあなたが政治家としての階段を瞬く間に駆け上がっていったのは、周知のごとくでありませぬ。内閣官房副長官として北朝鮮による拉致問題の解決に向けて力を尽くされ、自由民主党幹事長、内閣官房長官といった要職を若くして歴任した

後、あなたは、平成十八年九月、第九十代の内閣総理大臣に就任されました。戦後生まれで初。齢五十二、最年少でした。大きな期待を受けて船出した第一次安倍政権でしたが、翌年九月、あなたは、激務が続く中で持病を悪化させ、一年余りで退陣を余儀なくされました。順風満帆の政治家人生を歩んでいたあなたにとっては、初めての大きな挫折でした。もう二度と政治的に立ち上がれないのではないかと悲しい詰めた日々が続いたことでしょう。

しかし、あなたは、そこで心折れ、諦めてしまふことはありませんでした。最愛の昭恵夫人に支えられて体調の回復に努め、思いを寄せる雨天の友たちや地元の皆様の温かい御支援にも助けられながら、反省点を日々ノートに書き留め、捲土重来を期します。挫折から学ぶ力とどん底からはい上がったいく執念で、あなたは、人間として、政治家として、より大きく成長を遂げていくのであります。

かつて、再チャレンジという言葉で、たとえ失敗しても何度でもやり直せる社会を提唱したあなたは、その言葉を自ら実践してみせました。ここにあなたの政治家としての真骨頂があったのではないのでしょうか。あなたは、諦めない、失敗を恐れないうという説得力を持って語れる政治家であつたはずですよ。その機会が奪われたことは誠に残念でなりません。

五年の雄伏を経て、平成二十四年、再び自民党総裁に選ばれたあなたは、当時内閣総理大臣の職にあつた私と、以降、国会で対峙することとなります。最も鮮烈な印象を残すのは、平成二十四年十一月十四日の党首討論でした。

私は、議員定数と議員歳費の削減を条件に、衆議院の解散期日を明言しました。あなたの少し驚いたような表情。その後の丁々発止。それら一瞬を決して忘れることができません。それらは、与党と野党第一党の党首同士が、互いの持て

るもの全てを懸けた、火花散らす真剣勝負であったからです。(拍手)

安倍さん。あなたは、いつのときも手ごわい論敵でした。いや、私にとっては、仇のような政敵でした。

攻守を替えて、第九十六代内閣総理大臣に返り咲いたあなたとの主戦場は、本会議場や予算委員会の第一委員室でした。

少しでも隙を見れば、容赦なく切りつけられる。張り詰めた緊張感。激しくぶつかり合う言葉と言葉。それは、一対一の果たし合いの場でした。激論を交わした場面の数々が、ただ懐かしく思い起こされます。

残念ながら、再戦を挑むべき相手は、もうこの議場には現れません。

安倍さん。あなたは議場では闘う政治家でしたが、国会を離れ、一たび兜を脱ぐと、心優しい気遣いの人でもありました。

それは、忘れもしない、平成二十四年十二月二十六日のことです。解散・総選挙に敗れ、敗軍の将となった私は、皇居で、あなたの親任式に前総理として立ち会いました。

同じ党内での引継ぎであれば談笑が絶えないであろう控室は、勝者と敗者の二人だけが同室となれば、しんと静まり返って、気まずい沈黙だけが支配します。その重苦しい雰囲気を感じて、あなたのようにしたのは、安倍さんの方でした。あなたは、私のすぐ隣に歩み寄り、「お疲れさまでした」と明るい声で話しかけてくれたのです。

「野田さんは安定感がありましたよ」

「あのねじれ国会でよく頑張り抜きましたね」

「自分は五年で返り咲きました。あなたにも、いずれ、そういう日がやってきますよ」

温かい言葉を次々と口にしなが、総選挙の敗北に打ちのめされたままの私をひたすらに慰め、励まそうとしてくれるのです。

その場は、あたかも、傷ついた人を癒やすカウンスリングルームのようでした。

残念ながら、そのときの私には、あなたの優しさを素直に受け止める心の余裕はありませんでした。でも、今なら分かる気がします。安倍さんのあのときの優しさがどこから注ぎ込まれてきたのかを。

第一次政権の終わりに、失意の中であなたは、入院先の慶応病院から、傷ついた心と体にまさにむち打って、福田康夫新総理の親任式に駆けつけました。僅か一年で辞任を余儀なくされたことは、誇り高い政治家にとって耐え難い屈辱であったはずですが、あなたもまた、絶望に沈む心で、控室での苦しい待ち時間を過ごした経験があったのだですね。

あなたの再チャレンジの力強さとそれを包む優しさは、思うに任せぬ人生の悲哀を味わい、どん底の惨めさを知り尽くせばこそであったのだと思うのです。

安倍さん。あなたには謝らなければならないことがあります。

それは、平成二十四年暮れの選挙戦、私が大阪の寝屋川で遊説をしていた際の出来事です。

「総理大臣たるには胆力が必要だ。途中でおなか痛くなつては駄目だ」

私は、あろうことか、高揚した気持ちの勢いに任せるがまま、聴衆の前でそんな言葉を口走ってしまいました。他人の身体的な特徴や病を抱えている苦しさをやゆすることは許されません。語るも恥ずかしい、大失言です。

謝罪の機会を持てぬまま時が過ぎていったのは、永遠の後悔です。今、改めて、天上のあなたに、深く深くおわびを申し上げます。

私からバトンを引き継いだあなたは、七年八か月余り、内閣総理大臣の職責を果たし続けました。

あなたの仕事が多岐にわたる激務であったか、私にはよく分かります。分刻みのスケジュール。海外出張の高速移動と時差で疲労は蓄積。その毎日、政治責任を伴う果てなき決断の連続です。容

赦ない批判の言葉の刃も投げつけられます。在任中、真の意味で心休まる時などなかったはずですが。

第一次政権から数え、通算在職日数三千八百八十八日。延べ百九十六の国や地域を訪れ、こなした首脳会談は千八百七回。最高責任者としての重圧と孤独に耐えながら、日本一のハードワークを誰よりも長く続けたあなたに、ただただ心からの敬意を表します。(拍手)

首脳外交の主役として特筆すべきは、あなたが全くタイプの異なる二人の米大統領と親密な関係を築き結んだことです。理論的なバラク・オバマ大統領を巧みに説得して広島にいきなり、被爆者との対話を実現に導く。片や、強烈な個性を放つドナルド・トランプ大統領の懐に飛び込んで、フアーストネームで呼び合う関係を築いてしま

う。

あなたに日米同盟こそ日本外交の基軸であるという確信がなければ、こうした信頼関係は生まれなかつたでしょう。ただ、それだけではなかつた。あなたには人と人との距離感を縮める天性の才があったことは間違いありません。

安倍さん。あなたが後任の内閣総理大臣となつてから、一度だけ、総理公邸の一室でひそかにお会いしたことがありましたね。平成二十九年一月二十日、通常国会が召集され政府四演説が行われた夜でした。

前年に天皇陛下の象徴としてのお務めについてお言葉が発せられ、あなたは野党との距離感を推し量ろうとされていたのでしょうか。

二人きりで、陛下の生前退位に向けた環境整備について、一時間語り合いました。お互いの立場は大きく異なりましたが、腹を割ったささくばらんな議論は次第に真剣な熱を帯びました。

そして、政争の具にしてはならない、国論を二分することのないよう立法院の総意をつくるべきだという点で意見が一致したのです。国論が大きく分かれる重要課題は、政府だけで決め切るのでは

はなく、国会で各党が関与した形で協議を進める。それは、皇室典範特例法へと大きく流れが変わる潮目でした。

私が目の前で対峙した安倍晋三という政治家は、確固たる主義主張を持ちながらも、合意して前に進めていくためであれば、大きな構えで物事を捉え、のみ込むべきことのみ込む、冷静沈着なりアリストとして柔軟な一面を併せ持つておられました。

あなたとなら、国を背負った経験を持つ者同士、天下国家のありようを腹藏なく論じ合っているのではないか。立場の違いを乗り越え、どこかに一致点を見出せるのではないか。以来、私は、そうした期待をずっと胸に秘めてきました。

憲政の神様、尾崎弴堂は、当選同期で長年の盟友であった犬養木堂を五・一五事件の凶弾で喪いました。失意の中で、自らを鼓舞するかのような天啓を受け、かの名言を残しました。

人生の本舞台は常に将来に向けて在り

安倍さん。あなたの政治人生の本舞台は、まだまだこれから先の将来にあつたはずではなかつたのですか。

再びこの議場で、あなたと、言葉と言葉、魂と魂をぶつけ合い、火花散るような真剣勝負を戦いたかつた。

勝ちつ放しはしないでしよう、安倍さん。

耐え難き寂寞の念だけが胸を締めつけます。この寂しさは決して私だけのものではないはずですが、どんなに政治的な立場や考えが違つていても、この時代を生きた日本人の心の中に、あなたの在りし日の存在感は、今大きな空隙となつてとどまり続けています。

その上で、申し上げたい。

長く国家のかじ取りに力を尽くしたあなたは、歴史の法廷に永遠に立ち続けなければならない運命です。

安倍晋三とは一体何者であつたのか。あなたがこの国に残したものは何だつたのか。そうした問

いだが、いまだ宙ぶらりんの状態のまま、日本中をこましています。

その答えは、長い時間をかけて、遠い未来の歴史の審判に委ねるしかないのかもしれない。そんなのであったとしても、私は、あなたのことを問いたくない。

国の宰相としてあなたが残した業績をたどり、あなたが放った強烈な光も、その先に伸びた影も、この議場に集う同僚議員たちとともに、言葉の限りを尽くして問いたくない。

問いたくない。なぜなら、あなたの命を理不尽に奪った暴力の狂気に打ちかつ力は、言葉にのみ宿るからです。(拍手)

暴力やテロに民主主義が屈することは絶対にあってはなりません。あなたの無念に思いを致せばこそ、私たちは、言論の力を頼りに、不完全かもしれない民主主義を少しでもよりよきものへと鍛え続けていくしかないのです。

最後に、議員各位に訴えます。政治家の握るマイクには、人々の暮らしや命が懸かっています。暴力にひるまず、臆さず、街頭に立つ勇氣を持ち続けようではありませんか。

民主主義の基である自由な言論を守り抜いていこうではありませんか。真摯な言葉で建設的な議論を尽くし、民主主義をより健全で強靱なものへと育て上げていこうではありませんか。

こうした誓いこそが、マイクを握りながら不意の凶弾に斃れた故人へ、私たち国会議員が捧げられる何よりの追悼の誠である。私はそう信じます。

この国のために重圧と孤独を長く背負い、人生の本舞台へ続く道の途上で天に召された安倍晋三元内閣総理大臣。

闘い続けた心優しき一人の政治家の御霊にこの

決意を届け、私の追悼の言葉に代えさせていただきます。

安倍さん、どうか安らかにお眠りください。(拍手)

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件
裁判官訴訟追委員の件
○議長(細田博之君) お諮りいたします。裁判官弾劾裁判所裁判員稲田朋美君から裁判員を、また、裁判官訴訟追委員鈴木淳司君から訴訟追委員を、辞職いたしたいとの申出があります。右申出をそれぞれ許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙
裁判官訴訟追委員及び同予備員の選挙
検察官適格審査会委員の予備委員の選挙
国土審議会委員の選挙
国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長(細田博之君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟追委員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴訟追委員の予備員、検察官適格審査会委員の予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○佐々木紀君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴訟追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議員安倍晋三君に対する追悼演説 裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟追委員の選挙 各種委員等の選挙 岸田内閣総理大臣の山際国務大臣の辞任についての

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に田中和徳君を指名いたします。また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に古川慎久君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第二順位といたします。次に、裁判官訴訟追委員に後藤茂之君を指名いたします。また、裁判官訴訟追委員の予備員に津島 淳君 及び 小林 鷹之君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、津島淳君を第一順位とし、小林鷹之君を第二順位といたします。次に、検察官適格審査会委員の予備委員に三谷英弘君を指名し、牧原秀樹君の予備委員といたします。

次に、国土審議会委員に梶山 弘志君 及び 高木 陽介君を指名いたします。次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に遠藤 利明君 及び 萩生田光一君を指名いたします。

内閣総理大臣の発言(山際国務大臣の辞任について)及び同発言に関連する発言
○議長(細田博之君) この際、内閣総理大臣から、山際国務大臣の辞任について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣岸田文雄君。

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 山際経済財政担当大臣の辞任に関し、私から一言申し上げます。昨日、山際大臣から、自ら十分に説明責任を果たさないこと、経済対策、補正予算審議など担

当する重要課題の推進が妨げられることは本意ではなく、職を辞したいとの申出がありました。総理大臣として、被害者救済を始めとする旧統一教会問題への対応、経済対策、補正予算審議等に集中することを最優先し、了とする決断をいたしました。

国会開会中に大臣が辞任する事態となり、深くおわびを申し上げます。本日午前、後藤茂之さんを後任とすることとしたところ、物価高、新型コロナ対策などの山積する課題への対応、特に月内の総合経済対策の取りまとめに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○議長(細田博之君) ただいまの内閣総理大臣の発言に関連して、それぞれ発言を求められております。順次これを許します。逢坂誠二君。

○議長(細田博之君) 皆さま、旧統一教会には、日本人に贖罪を強いるという考え方があります。日本が過去、韓国を支配していた罪を償うために、日本人から金を集めて韓国に貢ぐべきというものです。この実践として、宗教に名をかりて、多額の献金をさせたり、霊感商法などを行ったり、旧統一教会は多くの日本人を苦しめています。

岸田総理は、この団体と縁を絶つことを明言しました。当然のことです。しかし、岸田総理は、あくまでも議員個人の自己点検だけにこだわって、真相解明から逃げ続けています。

昨夜、山際大臣が辞任を表明しました。遅過ぎます。山際大臣は、記憶がない、記憶がない、記憶がない、これを連発し、その不誠実極まりない答弁に国民はあきれ果ててしまいました。

総理 八月の内閣改造時に、山際大臣から旧統一教会との関係を聞いていたのかい。なかつたのか、はつきりお答えください。総理は山際大臣にだまされていたのではないですか。

今、物価高に多くの国民が苦しみ、一刻も早い

三

三

三

三

三

対応が必要です。山際大臣の辞任で昨夜の経済財政諮問会議が延期になるなど、国民の生活を守る対策が先送りされるおそれがあります。

今回の混乱は山際大臣の更迭を決められない岸田総理が引き起こしたものであり、その責任は重大です。総理、いかがですか。

旧統一教会との関係を確実に絶つためには、自民党と旧統一教会とのこれまでの関係を隠し続けることは許されません。

旧統一教会関連団体と政策に関する文書を取り交わしたり、選挙の応援を受けたりしている議員の存在が明らかになっています。このような議員が、政府の一員として、旧統一教会に対して有利な判断をすることがなかったのでしょうか。できないと言われている旧統一教会の名称変更に関し、政治家が無理強いをしたことはなかったのでしょうか。これらに対する徹底した調査を強く求めます。

あわせて、いまだに貝のように口を開かない細田衆議院議長の記者会見も必要です。

加えて、被害者の皆さんを救済するための法律の今国会での成立が不可欠です。また、政府による旧統一教会の解散請求も年内に行う必要があります。この確実な実施を、総理、約束できますか。

以上、総理、国民の皆さんに答弁ください。終わります。(拍手)

○議長(細田博之君) 金村龍那君。

(金村龍那君登壇)

○金村龍那君 日本維新の会の金村龍那です。

山際経済再生担当大臣の辞任を受け、岸田総理の発言に対し、我が党を代表し、一言申し上げます。

昨晩の山際大臣の辞任は遅きに失していると言わざるを得ません。しかし、山際大臣の、このタイミングしかなかったというのは一体どういう意味なのでしょう。ロシアによるウクライナ侵略を受け、食料やエ

ネルギーを中心とした世界的な物価高騰が続いている中、我が国の家計や中小企業の経営を圧迫し、個人消費も減退しています。加えて、長引くコロナ禍により国民生活が疲弊していることは明らかです。

経済再生担当大臣はまさに経済政策の司令塔であり、こうした状況の中で政府の本気度が試されています。目先だけの耳触りのよい政策だけでなく、若い世代にも将来に向けた希望の持てるような施策を期待しています。

日本維新の会は、政府に対して、今後とも是非々の姿勢で臨み、国民の役に立つ議論を進めていくことについては協力を惜しみません。一日も早く国会が正常化し、各党が日本の未来を示し、骨太な議論が行われることを切に願い、私からの一言を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

この度の山際前大臣の突然の辞任に関して、一言申し上げます。

昨日の予算委員会終了後間もなく、山際前大臣は辞任の意向を示しました。これにより、本日前中に予定されていた総務委員会、農林水産委員会、国土交通委員会などが全て一時止まるなど、国会審議に甚大な影響が発生しました。

さらに、この本会議中においても、先ほど裁判官訴追委員に後藤茂之議員が指名されたばかりであり、その後、岸田総理から後任に指名したという発言がございましたが、これもまた立法院に對して大きな影響を与えるものであります。

そもそも、山際前大臣は、国会召集以前より旧統一教会との関係が指摘されていた中で今回のんまつとなったわけですから、任命責任者たる岸田総理の見通しの甘さ、判断の遅さにも責任があると云わざるを得ません。猛省を求めます。

何より、山際前大臣は、経済再生、コロナ対策、新しい資本主義、スタートアップ、全世代型社会保障など、岸田内閣における最重要政策の担当大臣でした。今回の辞任による国会審議への影響は計り知れません。

しかし、我々は、現下の逼迫した国内情勢を考えたとき、今回の辞任が国会のみならず国民生活にも甚大な影響を来すことは絶対に避けなければならないと考えます。

長引くコロナの影響だけでなく、円安、物価高騰により国民生活は一層厳しくなっています。ですが、臨時国会開会から既に三週間経過しているにもかかわらず、補正予算はおろか、経済対策すら政府からは提示されていません。

国民民主党は、九月十三日に二十三兆円の緊急経済対策を提示し、総理にも説明してきました。とりわけ、参議院選挙のときから訴え続けている電気料金の負担軽減策や、喫緊の課題であるエネルギー逼迫を受けた原子力の安全かつ高度な利活用、クリーンエネルギー自動車に対する補助の十一月以降の継続など、我々の具体的な提案に今こそ真摯に耳を傾けて実現していただくことが、国民生活、ひいては我が国の国益につながるものと考えます。

岸田総理には、今回の件についての猛省を求めるとともに、我々の提案を真摯に盛り込んだ経済対策を早く決定することを求め、発言といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 統一協会との深い癒着が問われていた山際大臣が辞任しました。記憶がないなどごまかしながら、新たな事実を突きつけられると後追いで認めるなど、余りにも無責任な態度に国民の怒りが広がり、ついに国会答弁に行き詰まって辞任に追い込まれたのです。

しかし、辞めるのは政権に迷惑をかけるからであって、癒着への反省は一言もありません。

岸田総理は、山際大臣の辞任を認めたのは政策推進のためだと言いました。なぜ山際大臣と統一協会の癒着関係を理由に更迭しないのですか。

山際議員は、明らかにしているだけでも、統一協会そのものが主催、後援した会合に二回、文鮮明夫妻が創設した国際政治団体である天宙平和連合、UPF主催の会合に四回も出席しています。韓鶴子総裁と三回も面会し、韓国、ペパー、ナイジェリアと、海外の会合に三度も参加しています。これほど統一協会の広告塔となった議員はほかに知りません。

山際議員は、二〇一六年、ネパールで行われた国際指導者会議に出席し、アジア太平洋圏の世界平和国会議員連合の創設に関わりました。今問題となっている、統一協会と自民党議員が交わした推薦確認書では、世界平和議員連合に入会することを条件に掲げています。まさに、統一協会の政治活動の中核的な政治団体設立に深く関与してきたのが山際議員であります。選挙支援の見返りに統一協会の政策要求を受け入れて、政治をゆがめたのではないかと国民の疑問に答えられなければ、議員を続ける資格すらありません。

岸田総理は、このような山際大臣と統一協会の関係について一体どのように認識しているか。総理の口からは一切語られていません。

岸田総理は、統一協会との関わりをまともに問うことなく、内閣の骨格の大臣として山際大臣を再任し、その後も、後追い続きの山際大臣をかばい立ててきたではありませんか。このような山際氏を大臣に任命した責任、これだけの疑惑が指摘されながら職務を続けさせた岸田総理の責任を厳しく問うものであります。

今、岸田総理が行うべきことは、自民党と統一協会の癒着の徹底解明であります。議員任せ、政務三役任せではなく、党と政府の責任で癒着の全容を調査すべきです。自民党と統一協会関連団体が政策協定と選挙支援を交わす推薦確認書は、外国に本拠を置く団体が自民党を通じて日本の内政

に干渉したという疑惑であり、党として、調査、徹底説明を行うべきです。安倍元総理と統一協会の関係について調査をすべきです。細田議長も、議院運営委員会の場で説明、質疑を行うことを求めるものです。

最後に、統一協会の解散命令の要件については、既に、組織性、悪質性、継続性の事実は積み上がっています。反社会的、反国民的団体である統一協会に対し、直ちに解散命令を請求することを求め、発言を終わります。(拍手)

○議長(細田博之君) この際、内閣総理大臣から改めて発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣岸田文雄君。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 各党から様々な御意見をいただきました。私自身、任命責任を重く受け止めております。

御意見を受け止め、政策に遅滞が生じないよう、政府一丸となって、国政の運営にしっかりと取り組むことで職責を果たしてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) この際、暫時休憩いたします。午後一時四十八分休憩

午後二時三十二分開議
○議長(細田博之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外八名提出)及び新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案並びに早稲田ゆき君外八名提出、国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案及び新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣加藤勝信君。

○国務大臣(加藤勝信君) たいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、保健医療提供体制を構築する必要があります。

このため、国、都道府県及び関係機関の連携協力による入院医療、外来医療、医療人材及び感染症対策物資等の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的な予防接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。
第一に、都道府県知事等は、国の基本指針や都道府県の予防計画、医療計画に沿って、新型イン

フルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保について、医療機関等と協定を締結することとします。加えて、公立・公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院に対しては、その機能を踏まえ感染症発生時に担うべき医療の提供を義務付けます。

また、感染症の流行初期段階における医療の提供を行う協定を締結した医療機関について、協定に基づく措置を講じたことに伴い、感染症の発生前と比べて診療報酬の収入が減少した場合に、医療の確保に要する費用を支給することとします。

第二に、宿泊療養又は自宅療養を行う患者への健康状態の報告の求めについて、都道府県知事等は、協定を締結した医療機関等に委託することができることとします。また、当該患者が受けた医療について、都道府県等がその費用を負担する仕組みを創設します。

第三に、感染症患者に対する医療を担当する医療従事者等に係る国による広域の応援調整の仕組みや、都道府県知事の求めに応じて災害、感染症医療に従事する者の養成、登録の仕組み等を整備します。

第四に、都道府県は、保健所設置市、特別区その他の関係者により構成される連携協議会を組織するとともに、緊急時の入院勧告等について、保健所設置市、特別区に指示することができることとします。また、感染症発生時等における保健所等の人材の確保を支援する仕組みを整備するほか、都道府県等は、専門的な調査研究や試験検査等に必要な体制整備を行うこととします。

第五に、医療機関による届出等について、電磁的方法による入力を努力義務とするとともに、感染症情報と医療保険の給付の費用に関する情報等との連結利用等を可能とする規定を整備します。

第六に、感染症対策物資等の確保のため、緊急時に厚生労働大臣が事業者に対し、生産の促進の要請及び必要な支援等を行うことができることとします。

第七に、新たな臨時の予防接種の種類、ワクチン製造販売業者等と損失補償契約を締結することができる仕組み、個人番号カードにより予防接種の対象者を確認することができる仕組み等を導入します。

また、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により、医師、看護師等以外の一部の者が新型インフルエンザ等の検査のための検体採取や予防接種のための注射行為を行うことを可能とする仕組みを整備します。

第八に、検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて居宅等から外出しないことの協力の求めに応じないもの等に対し、外出しないことの指示及び報告の求めができることとするともに、報告の求めに応じない場合等の罰則を設けます。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 提出者早稲田ゆき君。
[早稲田ゆき君登壇]

○早稲田ゆき君 たいま議題となりました国民本位の新たな感染症対策を樹立するための二法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

内閣提出の感染症法改正案は、提出時期、施行時期共に遅過ぎます。岸田内閣は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を掲げておりますが、第七波で何ら効果的な対策をせず、その結果、感染者数、死亡者数、医療難民数が過去最多となっております。両立どころか、感染拡大も防止できず、社会経済活動も中途半端となっております。

感染症対策とは、国民の理解を基礎に、迅速的確に医療や医薬品等を備え、過度の人権制約や国民生活への悪影響を防ぎ、柔軟に感染症の位置づけの在り方を見直すものであるべきです。

以下、二法案の概要を御説明いたします。
 まず、国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部改正法案では、コロナ後遺症、ワクチン副反応に関する情報の公表や医療機関の支援、新型コロナウイルスの新型インフルエンザ等感染症への位置づけの見直し等について定めることとしております。

次に、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案では、新型インフルエンザ等の治療に有用な医薬品について厚生労働大臣による指定制度を導入し、当該医薬品の買取り、増産要請等の確保の措置等を講ずることとしております。

これらの法案は国民本位の感染症対策を樹立しようとするものであり、何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案
 (内閣提出)並びに国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案
 早稲田ゆき君外八名提出)及び新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田畑裕明君。

(田畑裕明君登壇)
 ○田畑裕明君 自由民主党の田畑裕明です。私は、ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正案につきまして、会派を代表いたしましたし質問いたします。(拍手)

我々自由民主党は、新型コロナウイルス感染症から国民の皆様の命と暮らしを守るために、これまで対応に取り組んでまいりました。その新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、いつ起こるとも分からない次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より効果的に対策を講ずるため、保健医療提供体制を整備しておく必要があります。

そこで、まずお伺いをいたします。
 今回の法律案につきまして、改正の背景及び必要性について、岸田総理にお伺いをいたします。
 続いて、次の感染症危機に備えた保健医療提供体制の整備について、具体的な内容を伺います。

感染症危機時に確実に稼働する体制を構築するためには、平時から、地域の医療機関の間で役割分担を議論し、病床確保や発熱外来など、感染症発生、蔓延時における具体的な対応についてあらかじめ取決めを行い、それに沿って、設備確保や人材確保など、計画的に準備を進めることが不可欠だと考えます。

まず、今回、政府が本法律案において提案する医療機関との協定の法定化の基本的な考え方や効果を加藤厚生労働大臣にお伺いをいたします。
 あわせて、協定の実施に際しては、新たに都道府県等が支弁する費用が発生し、地方財政に多大な負担が生ずることも考えられます。地方自治体等の関係者が一体となって円滑に体制整備を進めるため、懸念をどう解消されるのか、寺田総務大臣にお伺いをいたします。

また、医療機関との協定については、単に法定化するということだけではなく、地域で必要となる医療提供体制を構築するため、医療機関との間できちんと協定が締結され、医療を必要とする方に確実に医療が提供されることが重要であります。

本法律案では、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に対しては、感染症発生、蔓延時に担うべき医療提供を義務づけること

ことでありますが、それ以外の医療機関についても、それぞれの役割に応じて、協定の締結や履行の確保が図られることが必要と考えます。
 本法律案において協定の実効性をどのように確保することとしているのか、加藤厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、保健所の体制、機能について伺います。
 保健所は、医療機関と並び、今回の新型コロナウイルス感染症への対応において中核的な役割を果たす一方で、度々、その業務の逼迫が課題となりました。
 そこで、本法律案に盛り込まれました保健所の体制、機能の強化について、加藤厚生労働大臣にお伺いをいたします。

今回の法律案は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応に関する本年六月の有識者会議の提言も踏まえ、次なる感染症危機への備えとして、保健医療提供体制を構築するものであり、早急に対応すべき法案であります。

一方で、足下の感染症対策に目を向けると、今冬に向けては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加えて、季節性インフルエンザ同時流行への備えも進める必要があります。その対策としてオンライン診療の活用が注目されているようでありますが、まずは、対面での受診を希望される方に適切な医療が提供される体制づくりが大事ではないでしょうか。

ついでには、この冬を見据えて、これまで発熱外来をどのように強化してきたのか、また、更なる強化をどのように図っていくのかについて、加藤厚生労働大臣に伺います。

もう一点、足下の感染対策のうち、マスクについて伺います。
 厚生労働省からは、屋外ではマスクは原則不要、屋内でも、人との距離が確保でき、会話をしない静かな環境であれば不要と示しておりますが、国民の皆様への浸透が十分とは言えません。マスク生活が長く続く中、めり張りをつけたマ

スクの適切な着脱について改めて分かりやすく説明する必要がありますと考えますが、加藤厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

この法律案は、三年近くわたる新型コロナウイルス感染症との戦いの中で培ってきた知恵や経験を法律の形として表したものであり、我々自由民主党は、国民の皆様への命と健康を守り抜くため、この経験を次に生かしていく必要があります。

最後に、長く続く新型コロナウイルス感染症への対応に御協力をいただいている国民の皆様へ感謝の意を申し伝えて、私の質問を終わります。
 ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)
 ○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田畑裕明議員の御質問にお答えいたします。
 感染症法等の改正法案の背景及び必要性についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス対応において、医療機関の迅速な人員確保や入院調整、病床確保の困難さ、保健所業務の逼迫、医療物資の不足などの課題があり、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなりました。
 これを踏まえ、次の感染症危機から国民の生命及び健康を守るために、平時からの予防計画に沿った医療機関との協定の締結、保健所機能や検査体制の強化、機動的なワクチン接種の実施等について政府としてその枠組みを法定化し、流行の初期段階から速やかに機能する保健医療提供体制の構築を図ることを目的とし、感染症法等の改正を行うこととしたものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)
 (国務大臣寺田稔君登壇)

○国務大臣(寺田稔君) 田畑議員からの御質問にお答えをいたします。
 医療機関との協定に係る都道府県等の負担について御質問いただきました。

医療機関等が協定に基づき実施する病床確保等に関する費用については、新たに都道府県等の負担が生ずることとなります。

このため、総務省といたしましては、九月二日の政府対策本部決定を踏まえ、次期通常国会で提出を目指す新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法案について、地方公共団体の財政負担を軽減する必要な措置を講ずることを関係省庁と検討しております。

引き続き、地方の声も踏まえ、地方公共団体が安心して感染症対応に取り組めるよう、関係省庁と連携し、必要な措置について検討してまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 田畑裕明議員より、五問御質問いただきました。

協定の法定化の考え方についてお尋ねがありました。今般の改正案では、都道府県知事が平時に各医療機関と協議を行い、感染症発生、蔓延時における役割、対応に関する協定を締結することとして

います。具体的には、病床確保を始め数値目標を盛り込んだ予防計画、医療計画を各都道府県において策定します。その上で、計画を踏まえ、各医療機関の機能や役割に応じた病床確保や医療人材の派遣等の措置を実施することを内容とした協定を締結し、平時からの体制整備を行っていくこととして

います。こうした仕組みを通じて事前の備えを計画的に行うことにより、危機時に確実に稼働する体制を整備できるものと考えております。

協定の実効性確保についてお尋ねがありました。今般の改正案では、民間医療機関を含めた全ての医療機関に対し、予防計画や医療計画の達成のために必要な協力をする努力義務、都道府県との協定の協議に応じる義務、協議が調わなかった場

合に都道府県医療審議会の意見を尊重する義務を課すこととしており、協定締結のプロセスを通じ、それぞれの医療機関に、その機能や役割を踏まえ、できる限りの協力をいただくこととして

います。その上で、公立・公的医療機関等については、地域における医療の確保に関し、通常の民間医療機関とは異なる能力や位置づけ等を有していることを踏まえ、その機能や地域における役割に鑑みた感染症対応を担っていただくため、医療の提供を義務づけることとして

います。また、協定を締結した医療機関が感染症発生、蔓延時に協定に沿った対応をしない場合には、その状況を確認し、正当な理由がなく必要な対応を行わないときは、指示、公表等をできることとする履行確保措置を設けることとして

います。こうした仕組みについて丁寧な説明を行うとともに、協定の締結に当たっては、各都道府県知事と医療機関の間で地域の医療の確保についてよく御議論いただき、必要な体制を確保していただきたいと考えております。

保健所の体制強化についてお尋ねがありました。次の感染症危機に備え、平時から計画的に検査体制を含む保健所体制の強化を図ることが重要であります。

このため、今般の改正案においては、各都道府県に設置する連携協議会において、保健所設置市、医療機関、保健所と地方衛生研究所等の関係者が感染フェーズに応じた連携の在り方等を検討、議論した上で、保健所体制の整備について

予防計画に盛り込むこと、保健師等の専門人材が保健所等の業務を支援する仕組みであるIHBATを整備すること等としたところであります。

いわゆる発熱外来の強化については、都道府県、日本医師会とも連携して、累次にわたる拡充の要請や必要な財政支援を行い、昨年十二月時点での約三・五万から、現在は約四・一万まで増やしてまいりました。

また、十月十七日には、この冬の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備えて、都道府県等に対し、発熱外来の箇所数の増加に加えて、地域の感染状況に応じた診療時間等の拡大、かかりつけ以外の患者への対応など、地域の実情に応じた取組を依頼しております。

さらに、診療所における感染対策の取組事例や発熱外来の公表率等のデータもお示しする予定であり、都道府県には、これらを活用して発熱外来の更なる拡充に努めていただきたいと考えております。

こうした取組に加えて、地域の医師会の協力を得たセンター方式による臨時の発熱外来の整備や、発熱外来を補完するための電話診療、オンライン診療の体制の強化などの取組を進めることにより、外来医療体制の強化に万全を期してまいります。

マスクの着脱についてお尋ねがありました。マスクの着用については、まず、屋外では、近くで会話をする場合などには例外的にマスクを着用いただきたいと考えていますが、原則として不要であります。

屋内でも、例えば図書館など、人の距離が確保できて会話をほとんど行わない場をつつて、マスクは場面に応じた適切な着脱に努めていただければと考えております。

政府としては、こうしたマスクの着用の考え方について、先日、より分かりやすいリーフレットを新しく作成し、周知したところであります。また、テレビCMの放映などについても予定しております。引き続き、関係省庁とも連携し、国民の皆さんへの広報の強化に努めてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 中島克仁君。

(中島克仁君登壇)

ただいま議題となりました、政府提出、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案、立憲民主党、日本維新の会提出、国民本位の新たな感染症対策樹立法案及び特定医薬品特別措置法案について、会派を代表して質問をいたします。(拍手)

新型コロナウイルス感染症第七波では、一日の感染者数や各波の累計感染者数、一日の死亡者数や各波の累計死亡者数が過去最高となりました。さらに、警察庁によれば、令和四年八月に警察

が取り扱ったコロナ陽性の御遺体のうち、自宅等で発見された方の数は八百七件と、過去最高だった令和四年二月の五百二十二件を大きく上回りました。

私はこれまでも二度と自宅放置死を繰り返してはならないと何度も訴えてまいりましたが、第七波において、必要な方が医療につながらず自宅でお亡くなりになった人数が過去最高となった可能性が否定できない状況に、自分自身、無力を痛感いたします。

先日、大阪・河内長野市に赴き、日本維新の会の浦野靖人議員とともに、自宅放置死遺族会の高田かおり共同代表や、地域でコロナ医療に日々奮闘される水野宅郎医師、また、大阪、京都を中心にコロナ自宅療養者を独自に支援するため編成されたKISA2隊の守上佳樹医師とお会いし、これまでの取組、その状況などを聞かせていただきました。

必要な方が必要ときに医療にアクセスできない、自宅放置死を起こさないために奮闘される方々とお会いをし、改めて、二度と自宅放置死を繰り返してはならないという強い思いを新たにしたところでございます。

岸田総理は、先日の所信表明演説で、緊急事態宣言等の行動制限を行わずに今年の夏を乗り切れ

たのはと発言をされましたが、一体、どこが乗り切れたのでしょうか。過去最悪の多くの犠牲、現場の混乱が生じているのに、政府は何もせず、ただ無策に立ちすくんでいただけではありませんか。

岸田総理、まず、国民の皆様、コロナ対応する医療者、重症化リスクの高い利用者の支援に当たる介護、障害福祉現場等に対して、第七波における政府の無策、そして大きな被害、混乱を生じさせたことを謝罪するべきです。岸田総理の見解を伺います。

我々立憲民主党は、今年の通常国会に、オミクロン・感染症対策支援法案など、第七波が訪れた際、必要な方が必要ときに確実に医療にアクセスでき、迅速に検査、治療が開始されるためのコロナ対策三法案を提出いたしました。否決されましたが、コロナ感染再拡大の際に自宅放置死を出さない、国民の命を守るための内容でありました。

そして、今議題となつている政府提出法案については、内容は我々が提出したオミクロン・感染症対策支援法案とほぼ同様、加えて、主な施行期日は令和六年四月一日であり、再来年まで施行されません。第八波が我が国を襲った際、また立ちすくむつもりですか。

この秋冬は、既に厚生労働省のアドバイザーボード等で指摘されているように、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ、さらにはRSウイルスなど、発熱などの症状を伴う感染症が同時に流行する危険が大いにあります。まずは目の前の秋冬の対策、国民の命と健康を守るための法整備が必要なのではないでしょうか。

ほぼ同様の内容であった我々の法案、自宅放置死をさせない提案を通常国会でなぜ受け入れなかったのか、理由をお尋ねするとともに、今回の政府提出法案の施行期日がなぜここまで遅いのか、岸田総理にお尋ねいたします。

この秋冬の同時流行に備えて対策を検討する新

型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォースでは、驚きを禁じ得ない対策が示されております。

小学生以下の子供、妊婦、基礎疾患のある方、高齢者、この四つの類型のいずれにも当てはまらない方は、発熱等の症状が出た場合、新型コロナウイルスの検査キットを購入してコロナの感染の有無を調べ、陽性であれば登録して自宅療養、陰性であればオンライン診療等でインフルエンザの診断を受けるとされております。

すなわち、四つの類型に当てはまらない方は、発熱がひどく、体を動かすのも困難な状態であったとしても、まず新型コロナウイルスの検査を自力で行うことが求められ、直ちに医療にかかることができなない仕組みではありませんか。

約一年半前の新型コロナウイルスの流行初期、厚生労働省は、三十七・五度以上の発熱が四日以上続いた場合と、受診の目安を示しました。この目安を保健所や医療機関、患者さんが忠実に守った結果、命を落とされた方もおられました。そして、この受診の目安を忠実に守ったことを、こういう誤解もありましたと、当時、また現在の加藤勝信厚生労働大臣が発言をされたのです。

この秋冬、たとえ四つの類型のいずれにも当てはまらなくても、高熱など症状がひどい場合には直ちに医療にかかることが可能である、これは私の誤解でしょうか。岸田総理にお尋ねいたします。

このタスクフォースの対策には、東京都医師会の尾崎会長が記者会見で、同時流行が始まったからあの方針でやってくださいという話ではありませんが、政府が示した四類型に該当しない方の医療制限はどのような場合で発動するのか、具体的に数値を用いた基準を示すべきです。また地方自治体の判断任せでしょうか。岸田総理の見解を伺います。

四類型に該当しない方の多くは、保険料を支払

い、国民皆保険を支えているにもかかわらず、この秋冬は、発熱等の症状があれば、直ちに医療機関にかかることができず、まずコロナの検査を要求されます。

このような仕組みで、日本医師会が殊更こだわりのフリーアクセスは守られていると言えるのでしょうか。あるいは、財政審の建議にもあるように、このコロナ禍において我が国医療保険制度の金看板とされてきたフリーアクセスは肝腎なときに十分に機能しなかった、そのため、フリーアクセスをもはや政府は放棄したのでしょうか。岸田総理の見解を伺います。

続いて、政府提出法案とともに、立憲民主党、日本維新の会共同提出二法案について伺います。さきの通常国会において、我が党は、薬事承認の重さを踏まえ、薬事承認手続とは異なる緊急使用許可制度の創設を提案いたしました。否決され、閣法の薬機法改正案が成立、緊急承認制度が設けられました。

しかし、その後の薬食審での議論等を見ると、緊急時、有事にはやはり薬事承認手続以外の医薬品を使用可能とする手続の必要性を痛感いたしました。もし日本発の強力な感染症やバイオテロが発生した場合、国民の命と健康を守るために直ちに医薬品が必要となったとき、現行の緊急承認制度で対応できるのでしょうか。

薬事承認手続ではなく、医薬品に係る厚生労働大臣の指定制度を導入した理由について、法案提出者にお尋ねをいたします。

コロナワクチンについては、接種の積極派と消極派のように、国民や社会を分断する対立が目立ちます。これは、予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の情報公開の在り方など、情報発信や情報公開の問題が原因であり、改善するべきではないでしょうか。岸田総理及び法案提出者に伺います。

同じく、コロナ感染後の後遺症についても、当初は精神疾患であるとされるなど、医療従事者の

中にも否定的な立場を取る方がおられました。後遺症に苦しむ患者と理解のない周辺の人々との間で分断が生じたようにも思われます。こうした後遺症についても積極的な情報公開と対策を講じるべきだと考えますが、岸田総理及び法案提出者に伺います。

感染症対策は、隔離など一定の人権制約を伴うものであります。感染症対策は、感染症の危険性に応じて迅速かつ適切に変化させるべきです。今後の変異の可能性を理由に、弱毒化した感染症を強力な人権制約を可能とする感染症類型にとどめるべきではありません。一方、警戒は怠らず、強毒性となったことが判明した場合には速やかに感染症類型を変更する、そうした柔軟性こそ必要なのではないでしょうか。

柔軟に感染症の位置づけを変更するよう検討する必要性について、新型コロナウイルスの類型を第七波収束後に見直すとしていた岸田総理及び法案提出者に伺います。

次に、かかりつけ医の制度化、日本版家庭医制度の必要性について伺います。

政府が進めるコロナ対策や感染症対策には随所にかかりつけ医が登場しますが、我が国において、かかりつけ医に法律上の定義は存在いたしません。かかりつけ医が一体どこにいるのか、何人いるのか、全く分からないのが我が国の状況です。

そして、このコロナ禍において、かかりつけ医だと思つていた医師に、あなたのかかりつけ医ではないとして、ワクチン接種や往診を断られたと事実が多数発生をいたしました。

財政審の建議には、かかりつけ医機能の要件を法制上明確化、かかりつけ医として認定するなど制度を設ける、事前登録、医療情報登録を促す仕組みを導入していくとされております。

コロナの教訓を生かし、平時での、少子高齢化、人生百年時代、疾病構造の大きな変化に対応する家庭医制度の創設に向けて、大きく踏み出す

べきです。

本年五月二十五日の衆議院本会議で、我が党の重徳和彦議員の質問に、かかりつけ医について、岸田総理は、速やかに制度整備を進めてまいりま

すと答弁をされております。日本医師会の圧力に屈して骨抜き議論となるのか、総理のリーダー

シップにより、国民に寄り添った医療制度改革に向け大きく前進するのか、勝負どころです。五月二十五日の答弁より踏み込んだ御答弁を御期待いた

たします。改めて、かかりつけ医の制度化、日本版家庭医

制度創設に向けた岸田総理の意気込み、決意を伺います。

立憲民主党と日本維新の会は、今回の共同提出の検討に際し、地域包括ケアシステムの中核として家庭医を位置づけ、平時は健康管理やプライマリ

リーケア、有事には検査、往診、専門医療機関との入院調整に当たる仕組みを設ける必要性について認識を共有いたしました。今後、更に議論を深め、共同での法案提出に向けて検討を進めてまい

ります。国民本位の医療提供体制構築のための、医療制度改革の本丸である日本版家庭医制度創設に向けた決意と覚悟を改めて表明いたします。

最後に、旧統一教会関連について質問いたします。毎日新聞の二十二日、二十三日の世論調査によれば、旧統一教会に解散請求をすべきが八二%で

した。速やかに質問権を行使し、年内に解散請求をすべきではないでしょうか。岸田総理にお尋ねいたします。

旧統一教会の被害に苦しみ、返金要求をしている大多数は御家族です。よって、被害者救済の法案には、家族などが献金の返金を請求できるように特別補助制度を盛り込むべきではないでしょうか。岸田総理にお尋ねいたします。

さらに、橋田達夫さんに対して、旧統一教会は、元奥様による反論の動画をテレビやホーム

令和四年十月二十五日 衆議院会議録第四号

ページで公開しています。これは発言する被害者への悪質な口封じであり、旧統一教会に動画をホームページから削除するよう文化庁から指導するべきだと考えますが、岸田総理の明確な答弁を求めます。

山際大臣が事実上の更迭となりました。遅きに失した対応に国民の皆様の疑念はより一層高まっています。岸田総理の任命責任は重大です。これで幕引きなど到底あり得ないことを申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手) (内閣総理大臣岸田文雄君登壇) 中島克仁議員の御質問にお答えいたします。

今年の夏は、国民一人一人が基本的な感染対策を徹底してくださったおかげで、三年ぶりに緊急事態宣言等の行動制限を行わずに過ごすことができ、多くの国民の生活となりわいを支えることができたと考えております。

一方、オミクロン株が主流となった本年七月から九月までの感染拡大に際しては、約一千万人が感染し、一万人以上の方がお亡くなりになりました。御家族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。

医療提供体制については、最大確保病床約五万床のフル稼働に向けた対応など、病床や緊急医療の逼迫の回避に向けて累次にわたる対策を行った結果、第七波における確保病床使用率は、療養状況調査によれば、全国平均で、重症病床において最大三五%、コロナ病床全体でも最大六二%と、必要な入院医療を提供することができたと考えております。

法案の施行期日についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行への備えについては、これまで拡充強化してきた医療体制に加え、今月十三日、発熱外来や電話診療、オ

ンライン診療体制の強化等による保健医療体制の強化、重点化策を取りまとめたところであり、都道府県と協力して万全を期してまいります。

御指摘の感染症法等の改正案については、病床不足時の対応等について政府案と異なる点がありますが、いずれにせよ、国会で御審議をいただき、その結果、否決されたものであると承知をしております。

今般の改正案の施行期日については、改正案の主眼が次の感染症危機への備えであり、保健医療体制の整備には地方公共団体等で一定の準備期間が必要であることから、令和六年四月一日としております。一方で、緊急時の入院勧告に係る都道府県知事の指示権限の創設は公布日から施行するなど、可能なものから順次施行することとしております。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行対策等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスとインフルエンザが同時流行した際の対策をお示ししておりますが、四類型に該当しない重症化リスクが低い方であっても、症状が重いと感じるなど受診を希望する場合には、発熱外来やかかりつけ医を受診いただくことに変わりはなく、医療制限を行うものではありません。

今般のウイズコロナに向けた新たな段階への移行の中でお示した対策は、同時流行下で多数の発熱患者が生じる場合においても重症化リスクの高い方に適切な医療を提供できるように、重症化リスクの低い方には、まずは新型コロナウイルスに関する検査キットで自己検査を行っていただき、陽性であれば安心して自宅療養を行っていただくため、健康フオロアップセンターの拡充等に取り組むものです。

情報を共有することとしており、国と都道府県で緊密に連携をしながら、必要なときに必要な医療にアクセスできる、いわゆるフリーアクセスが確保できるよう、保健医療体制の確保に万全を期してまいります。

新型コロナウイルスワクチンや後遺症についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応については、医療機関等からの全ての副反応疑い報告の情報を、審議会や専門家の評価を受けた上で定期的公表してまいります。また、有効性や安全性等については、様々な媒体を通じて、より分かりやすく速やかに情報発信をまいります。

新型コロナウイルスのいわゆる後遺症については、まずはかかりつけ医等につなぐことが重要であり、リーフレットや国内外の科学的知見を盛り込んだ診療の手引の普及により、積極的に情報発信をしております。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについてお尋ねがありました。

先月、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など、相当の緩和を行って、社会経済活動との両立を進めたところです。

新型コロナウイルスの五類への引下げを含めた感染症法上の扱いの更なる見直しについては、今後、ウイルスに新たな大きな変異が生ずる可能性や、第八波に向けた、病床、発熱外来の確保、ワクチン接種の促進、高齢者施設における療養体制の強化などの備えが必要であることも踏まえる必要があり、専門家の意見も聞きながら、引き続き、エビデンスに基づき議論を進めてまいります。

かかりつけ医についてお尋ねがありました。

今後の医療ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行います。

その際、質の高い医療を効率的に提供できるよ

う

う

う

う

う

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する中島克仁君の質疑

う、かかりつけ医機能を明確化しつつ、患者と医療者の双方にとってその機能が有効に発揮されるための具体的な方策を取りまとめまいります。旧統一教会に対する解散命令の請求や文化庁による指導、そして被害者救済法案についてお尋ねがありました。

宗教法人法においては、所轄庁に一般的な監督権限は与えられておらず、御指摘のような、ホームページの削除を指導する権限はありません。一方、文化庁では、旧統一教会に対して、年内のできるだけ早いうちに報告徴収、質問権を行使することとしており、その中で、御指摘の点を含めた様々なトラブルやそれらへの対応状況に関する情報等を集め、具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにした上で、宗教法人法にのっとり、必要な対応を講じてまいります。

また、政府としては、契約の取消権の対象の拡大や行使期間の延長など、消費者契約法等の法制度の見直しについて、準備ができたものから臨時国会に早期に提出をしていきたいと考えております。御提案の、第三者による契約等の取消しに関する制度は、財産権との関係などの課題があると考えております。与野党で設立が合意された協議会において、将来の被害防止、被害者救済に向け、会派を超えて議論をしていただきたいと考えており、そこでの議論も参考にしながら、政府法案を具体化してまいります。(拍手)

〔野間健君登壇〕

○野間健君 立憲民主党の野間健です。中島克仁議員にお答えいたします。

立憲民主党、日本維新の会共同提出の二法案のうち、まず、特定医薬品特措法について、薬事承認手続ではなく、厚生労働大臣の指定制度を導入した理由についてお尋ねがありました。

薬事承認手続によらない厚生労働大臣の指定制度につきましても、新型インフルエンザ等の発生などの有事の際には、国民の命と健康を守るべく、迅速に医薬品を確保することが重要であること

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案二案の趣旨説明に対する中島克仁君の質疑 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案二案の趣旨説明に対する遠藤良太君の質疑

とから、薬事承認の重さを十分に踏まえた上で、安全性が確保されていることを大前提として、指定によりその使用を認めることとしたものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症とワクチンの後遺症に関する情報公開の在り方について御質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、蔓延の防止、医療逼迫の防止のために有効である一方、接種するかどうかは国民一人一人の判断に最終的には委ねられております。したがって、その判断に資するよう、予防接種の有効性や安全性について、全ての国民に対して分かりやすい形で発信するべきことは当然であります。しかし、政府がこれまで行ってきた情報公開は、分かる人にだけ分かればよいと言わなければならない、国民本位とは到底言えない、国民の信頼を失墜させるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の後遺症についての知見も二〇二〇年以來蓄積されつつあります。後遺症を有する方々に対する医療の提供に向けた施策が急務であることは当然ですし、誰もが感染のリスクを避けられない状況においては、感染した際に何が起るかは国民の重要な関心事であり、国民に対する分かりやすい情報公開も求められております。しかし、政府はこれらを怠っており、後遺症を有する方々とそうでない方々の分断をも招いているんです。現政権は感染対策に積極的ではないとの疑いを国民が持つのも必然であります。

こうした問題意識を踏まえ、国民本位の新たな感染症対策樹立法案においては、新型コロナウイルス感染症について、その予防接種に関する情報公開や後遺症に関する情報公開及び医療の提供について明文の規定を設けることとしております。最後に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更の検討の必要性についてお尋ねがありました。

国民生活への悪影響を防ぐためには、新型コロナウイルス感染症の蔓延の状況やこれにかかった場合の病状の程度など、その時々における感染症の状況を広く勘案して、迅速かつ柔軟にその感染症法上の位置づけの在り方を見直していくことが必要であると考えております。本法案にもその旨を盛り込むこととしております。

政府には、真摯に我々の提案を受け止めていただくとともに、各会派におかれましては、これら二法案に是非御賛同いただきますようお願いいたします。(拍手)

○議長(細田博之) 遠藤良太君。

〔遠藤良太君登壇〕

○遠藤良太君 日本維新の会の遠藤良太です。

私は、ただいま議題となりました、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案、国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案及び新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案について、日本維新の会を代表し、質問をいたします。(拍手)

政府案の主な規定は、施行期日を令和六年四月一日としております。主な規定の施行が再来年ということであれば、この秋冬にも到来が予想されている新型コロナウイルス第八波、また来年の新型コロナウイルスの感染拡大には、今回の改正は役に立ちません。政府案が本格的に施行されるまでの間、新型コロナウイルスを含む感染症対策をどうするおつもりなのか、

この秋冬には、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザ、その他の発熱等の症状を伴う感染症の流行が懸念されております。この冬には、免疫を持たない児童を中心に季節性インフルエンザの大流行が発生することを想定しておく必要があるのではないのでしょうか。

感染症法上、五類感染症とされる季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症として特定の医療機関での対応が求められる新型コロナウイルス感染症オミクロン株、さらには感染症法上の類型に位置づけられないその他の感染症と、様々な感染症が同時に流行した場合、医療機関は全ての発熱患者を二類相当として扱わざるを得ないのではないのでしょうか。

これは、すなわち、発熱患者を一般的な地域の医療機関で診なくてもよいことを認めることとなり、本来救える命が救えなくなる状況となってしまう。早急に、全ての発熱患者を地域の医療機関、一般的な医療機関で診ることができる仕組みに変更すべきです。加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

新型コロナウイルス感染症の死亡者は、コロナ陽性で亡くなられた場合には、新型コロナウイルスが直接死因でなくても新型コロナウイルス死亡者数にカウントされていると承知しております。この新型コロナウイルスが直接死因ではない死亡者数を含めて、コロナの致死率とされる数字が算定されております。このような数字で季節性インフルエンザの致死率と比較してよいのでしょうか。

新型コロナウイルスを直接の死因とする死亡者数からコロナの致死率を算定できるよう、データ収集の方法や指標を確立すべきです。こうしたデータ収集方法や指標の確立に向けた政府の取組について、加藤厚生労働大臣に伺います。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの広がりや抗ウイルス薬等を用いた治療の効果の向上、感染による免疫獲得、新型コロナウイルス自体の弱毒化などで、致死率、重症化率が低下しつつあります。

オミクロン株B.A.1が流行していた今年一月から二月のデータでも、六十歳未満については致死率と重症化率は季節性インフルエンザと大差ありません。オミクロン株対応ワクチンの登場など、更に状況が好転した十月現在では、オミクロン

ン株の致死率と重症化率は一層低くなっている可能性が高いと思われる。

政府には、オミクロン株や今後流行する変異株の致死率、重症化率について正確なデータを取得して公表した上で、できる限り早期の新型コロナウイルス感染症の五類感染症への見直しを求めたいと思います。第七波収束後に位置づけを見直す

とされていた岸田内閣総理大臣に伺います。我々日本維新の会が、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染症法上の位置づけを五類感染症とすべきと主張しているのは、経済活動再開だけを念頭に置いたものではありません。むしろ、オミクロン株は、地域の医療機関であるかかりつけ医など一般的な医療機関で診察すべき感染症であり、医師の応招義務の対象とすることが狙いであります。

医師の応招義務についての令和元年十二月二十五日の通知では、患者を診療しないことが正当化される事例として、「一類・二類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症に罹患している又はその疑いのある患者等」が挙げられております。自宅療養が中心とされた大半の患者が自宅療養で済むオミクロン株が、特定の医療機関で対応すべき感染症とは到底思えません。

なぜオミクロン株が応招義務の対象とならないのでしょうか。応招義務の対象となる感染症にすべきではありませんか。加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

また、早急にオミクロン株の感染症法上の扱いをどうするのか議論する場、検討する場を公式に設けるべきと思いますが、加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

日本維新の会は、以前より、新型コロナウイルス対策に関する提言を行っております。提言では、かかりつけ医等の応招義務の強化、軽症者のケアを保健所中心からかかりつけ医が担うように転換すること、自宅療養中の患者を身近なかかり

つけ医に登録する新制度の創設、往診体制の拡充等を求めています。

コロナ禍において、患者はかかりつけ医と関わっていたのに、医師から、あなたのかかりつけ医ではないと、往診やワクチン接種を断られたという声が多く聞かれました。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策において、かかりつけ医に相談してくださいと積極的にアピールしていますが、まず、患者と医師のミスマッチを埋め、いざというときに医師の側が逃げられないようにする必要があるのでないでしょうか。感染症医療におけるかかりつけ医の応招義務の強化やかかりつけ医登録制の創設について、岸田内閣総理大臣に伺います。

それでは、政府提出の感染症法等改正案、立憲民主党及び日本維新の会共同提出の国民本位の新たな感染症対策樹立法案及び特定医薬品特措法案について伺います。

政府案が提出された理由には、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延に備えるためとされています。

今回の法改正で創設される都道府県知事と医療機関等の協定締結の仕組みなどは、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症対策ということになります。新型コロナウイルス感染症と比較して重症化率や致死率が高くなるに高い強力な感染症が流行した場合でも、今回の法改正で設けられる協定で対応することが可能なのでしょうか。それとも、そのような場合には、新たな法改正や新法などの立法措置が必要となるのでしょうか。

もしそのような場合には新たな立法措置が必要となるのであれば、今回の法改正は、事実上、新型コロナウイルス感染症類似の感染症にのみ対応するための感染症法改正となります。今回の法改正で設けられる協定で対応可能となる感染症の範囲について、岸田内閣総理大臣の見解を伺います。

政府案では、保健所の体制整備を推進しつつ、健康観察の実施について、協定を締結した医療機関等への委託を可能としています。

しかし、自宅療養者はいづつ容体が急変して医療提供が必要となるか分かりません。自宅療養者の健康観察は医療に密接に関連していると考えられます。

自宅療養者等への健康観察について、協定を締結した医療機関のほか、都道府県知事が適当と認める者に委託することができるとされています。適当と認める者は医療機関に限定すべきと考えますが、岸田内閣総理大臣の見解を伺います。政府案では、初動対応等を行う協定締結医療機関について、協定に基づく措置を講じたため収入が減少した場合に財政的な支援が行われます。この支援に要する費用は公費と保険者で折半することとしています。

感染症初動対応をした医療機関への財政支援を行うことは我々も必要と考えますが、保険者に費用負担をさせることは疑問です。この流行初期医療確保措置の検討過程においては、保険者側から、国民全体の利益につながるものは公費で負担すべきと政府案に反対の意見が示されており、仮に感染症発生初期の緊急的な対応として行う場合であっても、対象期間は数か月に限定し、対象とする医療機関も限定すること、補助金等の公的制度が整うまでの暫定的制度として立替え払いであることを明確にすること、今後こうした保険者負担の仕組みが安易に使われることにならないよう減収補償の使用は例外的かつ限定的であることを明確にすることといったことが強く求められます。

保険料を財源に運営している保険者として当然の主張であると考えます。感染症への対応は、基本的には公費で対応すべきであって、医療実績がないのに医療保険料を流用することは、医療保険制度の本来の趣旨になじまず、筋が悪いのではないのでしょうか。岸田内閣総理大臣の見解を求めます。

他方で、立憲民主党と日本維新の会が提出した国民本位の新たな感染症対策樹立法案では、感染症に係る医療提供体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じた医療機関への補填措置を講ずるとした上で、その費用を保険者等に負担させてはならないこととされています。その趣旨を提出者に伺います。

私たち日本維新の会は、新型コロナウイルス感染症がかかりつけ医を始めとする地域の医療機関で診られる感染症となるよう、応招義務が適用される五類感染症へと位置づけを早急に変更すべきであることを改めて主張いたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 遠藤良太議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナの感染症法上の位置づけについてお尋ねがありました。先月、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など、相当の緩和を行って、社会経済活動との両立を進めたところであります。

新型コロナの五類への引下げを含めた感染症法上の扱いの更なる見直しについては、今後、ウイルスに新たな大きな変異が生ずる可能性や、第八波に向けた、病床、発熱外来の確保、ワクチン接種の促進、また、高齢者施設における療養体制の強化などの備えが必要であることも踏まえる必要があり。こうしたことを念頭に、専門家の意見も聞きながら、引き続き、エビデンスに基づき議論を進めてまいります。

感染症医療におけるかかりつけ医の応招義務についてお尋ねがありました。今般の改正案では、都道府県が、感染症蔓延時における医療提供体制の確保に関し、発熱外来や自宅療養者に対する医療等の数値目標を盛り込む

だ計画を平時から策定するとともに、医療機関との間で協定を締結することで、感染症蔓延時に外来機能を担う医療機関をあらかじめ適切に確保し、明確化することとしております。

その上で、協定に沿って対応いただけるよう、正当な理由なく必要な対応を行わない医療機関に対する指示、公表等の仕組みを設けています。

御指摘の感染症医療における応招義務については、未知の感染症への対応について、全ての医療機関に感染症医療を行うことを求めることは困難と考えており、政府としては、感染症医療を担う医療機関の役割分担を明確にすることを通じて、必要な医療を受診できる体制を構築してまいります。

また、今後の医療ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、かかりつけ機能が発揮される制度整備を行います。

法改正で設けられる協定で対応可能となる感染症の範囲についてお尋ねがありました。

今回の法改正では、法文上、新型コロナウイルス感染症を含む新型コロナウイルス等感染症、指定感染症及び新感染症を協定の対象とすることとしております。

具体的な協定の内容については、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定に基づき協議、締結することとなりますが、まずは、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことのできる新型コロナウイルスへの対応を念頭に取組むこととしております。

その上で、実際の新たな感染症の発生、蔓延時には、事前の想定とは大きく異なる事態も考えられますが、その場合には、その感染症の特性に合わせて協定内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行ってまいります。

健康観察の実施の委託先についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、保健所業務の逼迫への対応

や、医療が必要な自宅療養者へのフォローアップの観点から、都道府県が協定を締結した医療機関等に健康観察の実施を委託することができることとしております。

医療機関以外に委託することも想定しています。が、委託の具体的な範囲については、今後、施行に向けて、新型コロナウイルスの経路を参考に、関係者の意見も踏まえ、適切に健康観察が実施できるよう判断をまいります。

流行初期医療確保措置についてお尋ねがありました。

流行初期医療確保措置は、今回の新型コロナウイルス対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制に混乱が生じたことから、新しく制度として設けるものです。

感染症の態様が明らかでない流行初期には、診療報酬の特例を設けるまでに一定の時間を要しますが、その間に行われる感染症医療には、本来、診療報酬で支えるべき部分が含まれています。

また、流行初期に必要な医療提供体制を確保することは、感染症医療のみならず通常医療の確保にも直結するほか、社会経済活動の維持にもつながるものであり、被保険者、保険者共に広く受益するため、このような期間の措置について保険者が相応の負担をすることは必要な対応と考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 遠藤良太議員より、四問の御質問をいただきました。

発熱患者を診る仕組みについてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株であっても、致死率や重症化率がインフルエンザより高いと評価されており、感染力も高いことから、全国的かつ急速な蔓延により国民の生

命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることを認められるため、新型コロナウイルス等感染症に位置づけしております。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザなどが同時流行した場合には、症状からは判別がつかないため、まずは新型コロナウイルス感染症を疑って、いわゆる発熱外来において対応いただくこととなります。

この発熱外来の強化については、都道府県、日本医師会とも連携し、累次にわたる拡充の要請や必要な財政支援を行った上で、十月十七日には、この冬の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備えて、都道府県等に対し、発熱外来の箇所数の増加に加え、地域の感染状況に応じた診療時間等の拡大、かかりつけ以外の患者への対応など、地域の実情に応じた取組を依頼しております。

こうした取組に加え、地域の医師会の協力を得たセンター方式による臨時の発熱外来の整備や、発熱外来を補完するための電話診療、オンライン診療の体制の強化などの取組を進めることにより、外来医療体制の強化に万全を期してまいります。

新型コロナウイルスのデータ収集等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの致死率については、新型コロナウイルスによる死亡と新型コロナウイルスによる基礎疾患の悪化が引き金となった死亡を明確に区分することが難しい場合もあり、新型コロナウイルスが直接死因ではない死亡も含めて計算をしております。

また、季節性インフルエンザについても、特に高齢者では、季節性インフルエンザ罹患に伴って基礎疾患が悪化し、続発性の細菌性肺炎によって亡くなる場合もあり、インフルエンザが直接死因ではない死亡も含めて致死率を計算しているところであります。

感染症に罹患した後の重症化率や致死率の把握は感染症対策上重要であることから、今般の改正

案においては、新型コロナウイルス等感染症等について退院時の届出を行うことができるようにする規定を設け、入院中に患者が重症化したのか、死亡したのかなどの予後に関するデータを収集する体制を構築することとしております。

医師の応招義務についてお尋ねがありました。

応招義務については、御指摘になった通知における基本的考え方でお示しをしたとおり、緊急対応の必要など個々の事情を総合的に勘案する必要があり、一概に判断するものではありません。

新型コロナウイルスについては、未知の感染症として対応していた発生当初と比べるとその実態が判明してきたものの、依然として、感染力が強く、高齢者等のハイリスク者においては重症化する確率が高い状況にあります。

新型コロナウイルスのこうした特性を踏まえ、医療機関、医師の専門性や診察能力、医療機関における施設整備の状況、他の医療機関等による医療提供の可能性を総合的に勘案しつつ、事実上診療が不可能と言える場合であれば、診療しないこともやむを得ないと考えております。

その上で、発熱患者等が適切に医療を受けられるよう、現在までに診療・検査医療機関を約四・一万か所確保しており、今後もその充実強化を図ってまいります。

新型コロナウイルスの感染法上の扱いについてお尋ねがありました。

先月、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など、相当の緩和を行って、社会経済活動との両立を強化いたしました。その際に、専門家の意見等も踏まえ、新型コロナウイルスについて、新型コロナウイルス等感染症という分類は維持し、今般も、変更していくウイルスに応じて対策を柔軟に対応できることとしました。

また、感染症法上の位置づけについては、仮に五類に引き下げた場合は、感染症法上の入院勧

告、措置などが行えなくなることや特措法の適用がなくなること、第八波に向けて、病床、発熱外来の確保、ワクチン接種の促進、高齢者施設における療養体制の強化などの備えが必要であることなども踏まえる必要があります。

引き続き、御指摘の点についても、専門家の御意見も聞きながら、エビデンスに基づき議論を進めてまいります。なお、感染症法上の位置づけについては、厚生科学審議会感染症部会で御議論をいただくこととなります。(拍手)

池下卓君 遠藤良太議員から、国民本位の新たな感染症対策樹立法案において、医療提供体制の構築のための措置を講じた医療機関への補填措置を講ずる上で、その費用を保険者等に負担させてはならないこととした趣旨についてお尋ねがありました。

感染症の初動対応をした医療機関に対して財政支援を行うこと自体については、政府案と同様、我々も必要であると考えております。しかしながら、今般の政府案で設けようとしている流行初期医療確保措置のように、その費用を保険者に対して求めることは、医療保険制度の趣旨になじまないと云わざるを得ません。

保険料は、診療行為の対価として診療報酬に充当すべきものです。今般の政府案の流行初期医療確保措置では、実際に診療行為が行われていなくても保険者がその費用を負担することとなり、その原則を逸脱することとなります。到底、保険料を負担する国民の皆様の理解や納得を得られるようなものではないと云えません。

感染症対策は国の責任において行われることが原則であり、その費用は、保険者に負担させるべきでなく、全額を公費負担により賄うことが当然であります。国民本位の新たな感染症対策樹立法案は、医療機関への減収補填措置について、保険者の負担を求めることがないようにしつつ、必要な法制上及び財政上の措置を講ずることとしてお

ります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

副議長(海江田万里君) 古屋範子さん。

(古屋範子君登壇)

古屋範子君 公明党の古屋範子です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

新型コロナウイルスを含め、感染症に強い国をつくることは政治の責任であります。公明党は、自宅療養者に欠かせないパルスオキシメーターの配備や、ワクチン確保、接種促進など、新型コロナウイルス対策をリードしてきました。

第七波では、感染力の非常に強いオミクロン株の影響で、新規感染者数が急速に拡大し、医療現場も逼迫しました。医療従事者の御尽力と国民の皆様との御協力により新規感染者は減少しておりますが、第八波の到来や、遠くない将来に新たな感染症が発生するとの懸念も示されております。

感染症のパンデミックから国民の命と暮らしを守るため、これまでの知見や経験を生かしながら、感染症に備えた万全の体制構築が重要であります。

今年の冬は、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の懸念が指摘されております。新型コロナウイルスの患者が一日四十五万人、インフルの患者が一日三十万人規模で同時に流行し、ピーク時には一日七十五万人の患者が生じる可能性があるとの推計されております。

公明党は、松野官房長官に、同時流行の可能性を踏まえ、緊急要請を行いました。

この秋冬にも到来する可能性がある第八波対策、特にコロナとインフルの同時流行について、国民の命を守るために万全の体制で臨むべきと考えます。

新型コロナウイルスに関しては、オミクロン株対応のワクチン接種が始まりました。十月二十日、厚生科学審議会で、これまで五か月以上とされていた接種間隔期間が三か月以上に短縮されました。

ワクチンの有効性や安全性に関する情報とともに、接種間隔期間の短縮についても、国民への周知、広報を徹底し、早期の接種を呼びかけるとともに、自治体への丁寧な説明と支援に全力を挙げらざるべきです。また、コロナとインフル双方のワクチン接種も促進すべきです。

公明党は、コロナ感染拡大の始まった二年前の党大会重要政策において、既に、的確かつ迅速に対応する日本版CDCの創設を明記し、国の司令塔機能の強化に向け提言してきました。

政府がまとめた次の感染症危機に備えるための対応の具体策において、内閣感染症危機管理統括庁の設置等が決定されております。感染拡大防止と社会経済活動を両立するには、政府が一丸となつて対策を実施する必要があります。速やかに実効性のある組織が設置されるべきです。

感染症対策の司令塔設置に対する岸田総理の決意を伺います。

次に、感染症法等改正案について伺います。本法案の提出は、昨年十一月、岸田総理の、感染症危機管理の抜本的強化策を取りまとめるとの発言から始まりました。

そして、本年六月、有識者会議の報告書で、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた課題と取り組むべき方向性等が示され、本年九月の、次の感染症危機に備えるための対応の具体策の決定等があったと承知しております。

厚生労働大臣に、これらの経緯も含めて、法案提出に至る経緯を伺います。

強化等の措置を講ずるものと承知しております。法案の趣旨について、厚生労働大臣に伺います。

本法案では、平時からの計画的な保健医療提供体制整備として、国の基本指針、都道府県の予防計画、都道府県と医療機関等との協定等を整備することになっております。平時からの備えは大変意義のあることと考えます。

一方で、新たな感染症への対応は、起きてみないと分からない点もあります。これらの内容が厳格過ぎれば臨機応変な対応が難しく、その内容が曖昧であれば実効性を欠くことになりかねません。国、都道府県、医療機関等と緊密に連携しながら、基本指針、予防計画、協定のいずれも、具体性と柔軟性のバランスに十分配慮した運用をすべきと考えます。

厚生労働大臣の見解を伺います。

都道府県等と医療機関等の協定締結については、正当な理由なく協定を実行しない場合の勧告や指示、公表の措置が創設されます。

一方、協定を締結した医療機関は、一般の医療を行っており、やむを得ず協定を実施できない可能性もあります。正当な理由の内容が不明確であれば、どのような協定不履行が許されないのか分からず、医療機関が協定締結に二の足を踏むことになりかねません。

正当な理由とはどのようなものなのか、基礎となる考え方や想定される具体例について、厚生労働大臣の見解を伺います。

本法案では、健康観察の医療機関等への委託の法定化、自宅療養者生活支援についての都道府県と市町村の情報共有の仕組みが整備されております。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する古屋範子君の質疑

感染症の予防及び感染症の患者

と考えます。また、かかりつけ医と健康観察等を実施する医療機関等の連携円滑化の取組も重要です。

地域のかかりつけ医と感染症医療等に対応する医療機関との連携確保について、厚生労働大臣に伺います。

本法案では、予防接種の対象者確認、記録作成、保存等が整備されます。

接種券、費用請求の電子化など予防接種事務全体のデジタル化は、国民の利便性向上、また、地方公共団体、医療機関の事務負担軽減のために強力に推進すべきです。また、発生届の電子化、入院患者の状況報告届出義務化、感染症サーベイランスシステム等のビッグデータ化など、感染症対策関係全体のデジタル化、情報基盤整備も実施されます。

デジタル化や情報基盤の強化による国民の利便性向上について、本法案成立後どのように取り組まれるのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

本法案では、マスク、非滅菌手袋等の個人防護具や酸素濃縮器等の医療機器を感染症対策物資として平時における物資の備蓄を可能とし、緊急時における感染症対策物資の確保についての法的枠組みが整備されることとなっております。

緊急時の物資不足は国民に大きな不安を与えるため、需要にしっかりと対応する必要があります。政府の取組を伺います。

感染症に強い国を実現すべく、公明党は、これからも、国民の命と健康を守るため、全力で取り組んでいく決意を申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 古屋範子議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行への備えについては、今月十三日、発熱外来や電話診

療、オンライン診療体制の強化等による保健医療体制の強化、重点化策を取りまとめたところであり、都道府県と協力し、万全を期してまいります。

オミクロン株対応ワクチンについては、オミクロン株の種類にかかわらず、オミクロン株成分を含むことで、従来ワクチンを上回る重症化予防効果等や、今後の変異株に対するより高い効果が期待されております。

また、接種間隔を三か月以上に短縮しており、様々な媒体を用いて情報発信し、希望する全ての対象者が年内に接種を受けていただけるよう、自治体を支援してまいります。

さらに、この冬のインフルエンザワクチンの接種については、重症化予防効果を目的として六十五歳以上の方等に早期接種を呼びかけており、新型コロナウイルスワクチンと併せて、円滑な接種に取り組んでまいります。

感染症対策の司令塔についてお尋ねがありました。政府においては、次の感染症危機に備えて司令塔機能を強化するため、司令塔機能を担う組織として、内閣総理大臣を直接助け、厚生労働省を始めとする各省庁の対応を強力に統括する内閣感染症危機管理統括庁を設置するとともに、厚生労働省における感染症対応能力を強化するため、科学的知見の提供を担う新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDCを設置する等の組織の見直しを行うこととしております。

これらの組織が一体的に連携し、内閣総理大臣のリーダーシップの下、総合的な視点で感染症対策を講じることが重要であると考えており、次期通常国会での法案提出に向け、準備を進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 古屋範子議員より、七

問の御質問を頂戴いたしました。法案の提出に至る経緯についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス対応については、これまで、昨年十一月の全体像による取組や、その後のオミクロン株の特性を踏まえた保健医療体制の確保に取り組んできたところであります。

そして、本年六月には、有識者会議において、次の感染症への備えとして、政府の対応に対する客観的な評価や中長期的視点からの課題の整理が行われ、感染拡大に病床確保が追いつかない事態が生じた、陽性判明後、治療開始が遅れ重症化する事例や在宅で亡くなる事例が生じた、医療用マスクや抗原定性検査キットの需給の逼迫により医療機関や国民が入手しにくい状況が生じたなどの課題が指摘をされました。

このため、九月には、次の感染症危機に備えた中長期的観点から必要な対策を講ずるため、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策を取りまとめました。この対応の具体策を踏まえ、さらに関係審議会において検討いただいた上で、今般の改正案を提出したところであります。

法案の趣旨についてお尋ねがありました。今般の新型コロナウイルス感染症対応においては、医療機関の迅速な人員確保、入院調整、病床確保の困難さ、保健所業務の逼迫、医療物資の不足などの課題があり、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなりました。

これを踏まえ、次の感染症危機から国民の生命及び健康を守るために、平時からの予防計画に沿った医療機関との協定の締結や、保健所機能や検査体制の強化、機動的なワクチン接種の実施等について政府としてその枠組みを法定化し、流行の初期段階から速やかに立ち上がり機能する保健医療提供体制の構築を図ることを目的として、感染症法等の改正を行うこととしたものであります。

基本指針等の運用についてお尋ねがありました。今般の改正案では、国が定める基本指針や都道府県等が定める予防計画の記載事項を充実させるとともに、都道府県が定める予防計画には、協定に基づく病床確保数等の具体的な数値目標を定めることで、実際の感染症発生、蔓延時における実効性を確保することとしております。

国において基本指針を策定するに当たっては、都道府県や医療関係者等の御意見をしっかりと踏まえつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の特性に合わせて柔軟に対応できるよう、厚生科学審議会感染症部会で御議論いただくこととしております。

また、都道府県が予防計画を策定する際は、自治体、感染症指定医療機関、学識経験者の団体等で構成する都道府県連携協議会で協議することとしており、平時からあらかじめ意見交換を行うことで関係機関の連携が強化され、地域の実情に応じ、また、感染症の性質に応じた柔軟な対策が可能となるようにしてまいります。

協定を履行しない正当な理由についてお尋ねがありました。協定を締結した医療機関が感染症発生、蔓延時に協定に沿った対応をしない場合の正当な理由については、感染状況や医療機関の実情に即した判断が必要ですが、例えば、病院内の感染拡大等により医療機関内の人員が縮小し、協定の内容を履行できない場合などが該当するものと考えております。

今般の改正案の施行に当たっては、こうした考え方を医療機関等に十分に周知するなど、協定の締結が円滑に進むよう、丁寧に対応してまいります。

かかりつけ医と感染症対応医療機関の連携確保についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、各医療機関の機能や役割に

応じた協定を締結し、感染症蔓延時に発熱外来や自宅療養者に対する医療を担う機関をあらかじめ適切に確保し、明確化することとしています。かかりつけ医によつては、こうした機能を有する場合もある一方で、こうした機能を有しない場合もあり得るところであります。

そうした場合に当たって、感染症医療を担う医療機関と日頃から患者のことをよく知るかかりつけ医の連携の確保は重要な課題であります。連携確保の在り方について、感染が拡大し医療が逼迫している中でどのような対応が可能であるかという観点も含めて、関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

感染症対策の情報基盤強化についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、対象者の確認等の予防接種事務のデジタル化に向けた規定を整備し、これまで紙で行われていた事務を効率化することで、自治体や医療機関等の負担軽減を図ることとしております。

また、医療機関による発生届の電磁的方法による入力等を強力に推進するとともに、電磁的に収集した疫学情報のレポート情報、ワクチン接種情報等との連携分析等を可能とし、保健所、医療機関等の負担軽減や感染症の重症度等の迅速な把握、分析、感染症に関する研究等に活用できることとしております。

改正案が成立した際には、自治体や医療機関等の意見を丁寧に関きながら、円滑な施行に向けた準備を進め、情報基盤の強化を推進してまいります。

感染症対策物資等の確保についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスを始め感染症有事への対応において、医療現場に必要な物資が円滑に行き渡るように取り組んでいく必要があります。そのためには、事業者に対して生産、輸入の促進や出荷調整について要請を行い、感染症対策物資等を確保す

る必要があります。今般の改正案では、こういった要請を法律上に位置づけ、また、これに伴う必要な支援を行うことにより、その実効性を確保することとしており、引き続き、感染症有事における物資の確保にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 田中健君。

(田中健君登壇) 田中健君 国民民主党の田中健です。

会派を代表して、ただいま議題となりました、政府提出、感染症法等の改正法案について質問をいたします。(拍手)

まず、台風十五号豪雨災害で被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、私の地元静岡県、とりわけ静岡市清水区においては、全国から温かい御支援をいただきました。感謝申し上げます。

先日、総理にも要請をさせていただいたところですが、一日も早い復旧のために力を合わせていきたいと思っております。

ワクチンについて伺います。

新型コロナウイルス新規感染者数は約二か月ぶりに増加に転じ、医療現場や専門家からは、流行第八波の到来を懸念する声が上がっております。

政府はワクチン接種を訴えていますが、オミクロン株派生型B・A・5に対応したワクチンへの切替え時期をめぐり、自治体で対応に差が生じています。九月下旬から当初の主流型B・A・1対応のワクチンに切り替えればかりで、その在庫がまだ残ってしまったというからです。

さらに、海外で始まっている新しい流行は、B・Q・1やB・Q・1・1、B・F・7に置き換わり、B・Q・1・1が主流になるのではないかとされています。イタチごっこに早くも負けています。

そもそも、国産ワクチン、国産治療薬を作り、安定した、そして安心した医療体制を築くのではなかったのでしょうか。オミクロン株対応ワクチン

ン接種間隔も三か月になり、ワクチン接種はこれまでいいの、いつまで海外産のワクチン打ち続けるのか、ワクチンに対して国民が様々な思いを持っています。第八波についての認識、また、今後のワクチン接種に対する総理の見解を伺います。

あわせて、生後六か月から四歳の乳幼児へのワクチン接種が昨日二十四日から可能となりました。子供へのワクチン接種は、親御さんの心配は当然のこと、専門家からも懸念の声が上がっています。子供へのワクチン接種に関しての総理の見解を伺います。

また、ワクチン後遺症について、厚労省は実態調査を始めるとのことですが、これまでは、コロナ後遺症はあってもワクチン後遺症はないと頭から決めつけられていました。大きな転換です。実際に後遺症で苦しむ多くの人からの声も届いています。ワクチン後遺症についての総理の見解を伺います。

感染症法について伺います。

新型コロナウイルスにおいては、身近な医療機関にかかることができない、また、多くの患者が自宅、宿泊療養を余儀なくされる事態となりました。

今回の改正法案では、各医療機関と協定を締結すること、地域において医療機関の役割分担を明確化することが挙げられました。公立・公的医療機関等には医療提供義務が課された一方、民間医療機関は協定にのっとった対応にとどまりました。この両者の差はどのようなものなのでしょう。また、どのような改善がこれによってなされるのか、総理に伺います。

また、発熱等の症状が生じた場合、まずかかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談することが前提とされてきました。国民が必要とする場面で確実に外来医療や訪問診療等を受診できるようにするために、医療の機能、役割分担と併せて、かかりつけ医の制度整備をセットで行うべきだと

考えます。総理の見解を伺います。

「地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関のあり方や相互の役割分担、関係の明確化等が必要である。」この文章は、今回の法改正の内容ではありません。平成二十二年の新型インフルエンザ対策総括会議報告書の一文です。十三年前に、今求められていることが提言をされています。

今回の改正法案では、一部体制強化、機能強化が掲げられていますが、本来は、保健所、公衆衛生行政の抜本的な強化が必要ではないのでしょうか。現場は何ともしないでいるのが現状です。また先延ばしをすることは許されません。感染症拡大のたびに逼迫した保健所業務がどう改善され、保健所がより一層の感染症対策の拠点となり得るのか。保健所に対する総理の考えと、今回の法改正で十三年前の提言が実現できるのか、見解を伺います。

流行初期医療確保措置について伺います。

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症の発生時、蔓延防止時に対応する医療機関の減収補填の仕組みが創設されます。感染症流行初期の医療機関の事業継続を支えるためにその必要性は理解しますが、財源に関しては、公費だけではなく保険料財源を充てることについては反対です。診療実績がなくても支払うことになる負担であることや保険者機能を踏まえると、基本的に全額公費によって賄われるべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上は最も多くの措置を講じることができるとされています。当初の正体不明の状態の位置づけのままとなつていますが、一部緩和はされてきているとはいえ、このことが保健所や一部の医療機関への過度な負担につながっています。

これまでの変異の経緯を踏まえて、必要のない

措置を適用から外し、段階的に一般的な感染症に近づけていく必要があると考えます。現在の二類相当の位置づけをどう考えているのか。また、既存の類型に当てはまらないならば、新たな感染症類型をつくることも検討すべきです。感染症類型の見直しについて、総理の見解を伺います。

さらに、ワクチンや治療薬が十分に国民に行き渡り、良好な環境が整ったならば、段階的にワクチン接種や診療等の窓口負担を求めていくことも将来の検討課題であると思います。出口戦略をどのように考え、進めていこうとしているのか、総理の見解を伺い、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君 田中健議員にお答えいたします。〕

第八波についての認識や今後のワクチン接種等についてお尋ねがありました。

本年十月から来年三月の半年間にコロナの流行拡大等が発生する可能性は極めて高いとの指摘が専門家から示されており、重症化リスクの高い高齢者などはもとより、若い方にも、是非、年内の接種の御検討をお願いしたいと思っております。

また、国産ワクチンや治療薬については、国内での開発、生産体制の確立が極めて重要です。これまで、新型コロナウイルスについて研究開発等に関する支援を行っているほか、有力な治療薬の我が国での実用化に向け、重点的に支援をしています。

乳幼児への新型コロナウイルスの接種については、一定の発症予防効果や安全性が認められており、希望する方に安心して接種を受けていただくよう、必要な情報を発信してまいります。

ワクチン後遺症に関する調査については、今後、診療の蓄積による新たな知見も収集し、必要な研究を行ってまいります。

医療機関の役割分担についてお尋ねがありました。公立・公的医療機関等については、医療法にお

ける位置づけ等を踏まえ、本法案においては、地域における医療の確保に関し、通常の民間医療機関とは異なる取扱いといたします。

その上で、民間医療機関を含め、各医療機関の機能や役割に応じた協定を締結し、感染症蔓延時に入院や外来機能を担う医療機関をあらかじめ適切に確保、公表し、国民が必要とする場合に必要医療を受診できるような体制を構築していきます。

また、今後の医療ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、かかりつけ機能が発揮される制度整備を行います。

保健所の体制強化についてお尋ねがありました。保健所が感染症対策の拠点として機能するよう、新型コロナウイルスに対応した際の課題を踏まえ、対応マニュアルの策定等を進めてきました。

が、新型コロナウイルスが急速かつ広域にわたって感染拡大する中、保健所業務の逼迫が発生をいたしました。こうした経験を踏まえて、今後の改正案では、保健所設置自治体に、感染症有事に備えた人員確保や育成など、体制整備を含む予防計画の策定を義務づけるとともに、各都道府県に、関係者が感染拡大時の連携の在り方を議論するための協議会を設置いたします。

こうした取組により、感染症危機時でも機能する強化された保健所体制を平時から計画的に構築してまいります。

流行初期医療確保措置についてお尋ねがありました。

流行初期医療確保措置は、今回の新型コロナウイルス対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかり、特に流行初期の医療提供体制に混乱が生じたことから、新しく制度として設けるものです。

感染症の態様が明らかでない流行初期には、診療報酬の特例を設けるまでに一定の時間を要しま

すが、その間に行われる感染症医療には、本来、診療報酬で支えるべき部分が含まれています。

また、流行初期に必要な医療提供体制を確保することも、感染症医療のみならず通常医療の確保にも直結するほか、社会経済活動の維持にもつながるものであり、被保険者、保険者共に広く受益することから、この期間の措置について保険者が相応の負担をすることは必要な対応であると考えております。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ等についてお尋ねがありました。

先月、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示しし、感染症法上の取扱い等について、全数報告の見直しや療養期間の短縮など、相当の緩和を行って、社会経済活動との両立を強化したところです。

新型コロナウイルスの現在の位置づけについては、感染症法上、新型コロナウイルス等感染症という分類の下、変異するウイルスの特性に応じて柔軟に対応できるようにしています。

感染症法上の扱いの更なる見直しについては、第八波に向けた、病床、発熱外来の確保などの備えが必要であることも踏まえる必要があると考えております。

また、ウィズコロナに向けた医療費等の公費支援の在り方については、自宅療養者の外出自粛の在り方や治療薬の普及などの状況を踏まえる必要があり、これらの論点については、専門家の意見も聞きながら、引き続き、内外の科学的知見に基づき議論を進めてまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君 日本共産党を代表して、感染症法等改正案について質問します。(拍手)

総理、統一協会問題について二点聞きます。冒頭、統一協会問題について推薦確認書をつなぐ自民党の国会議員は何人いたのですか。地方議員

も含め、統一協会による選挙支援の実態を党の責任で調査、公表すべきではありませんか。

総理は、予算委員会での私たちとの議論を踏まえ、宗教法人の解散命令の要件について、法解釈を改め、民法の不法行為責任なども該当すると述べました。重要です。

総理は、組織性、悪質性、継続性が明らかとなるか、事実を積み上げることが必要だと述べていますが、既に、統一協会の不法行為責任、使用者責任を認めた判決は多数、さらに、刑事事件で組織性、継続性を認めた判決もあります。組織性、悪質性、継続性が明らかなら現に積み上げているではありませんか。

法務省、検察、霊感商法対策弁護団の皆さんの力も結集し、早急にこれまでの判決、資料を分析し、組織性、悪質性、継続性を確認すべきではありませんか。速やかな解散命令請求を求めるものであります。

次に、法案について質問いたします。総理は、この間の新型コロナウイルス対応から何を学んだのでしょうか。

多くの方が医療を受けられなまま自宅や介護施設で亡くなりました。このパンデミックが明らかになったことは、緊急時の対応には平時の医療提供体制に余裕が必要だということです。医療費抑制政策の下で、パンデミック以前から医療機関はマンパワーに余裕がありません。医療費抑制政策を改め、平時から余力のある医療提供体制を再構築する必要があるのではありませんか。

ところが、政府は、地域医療構想で、マンパワーの手厚い急性期病床二十万床の削減を進めようとしています。消費税を使って、この二年で五千六百十六の病床が削減され、急性期病床は四千五百四十九床削減されました。急性期病床の削減を進めれば、緊急時の人材確保が更に困難になるのではありませんか。

本法案では公的病院に感染症対応の義務を課しますが、ならば、再編統合を求める公立・公的病

院四百四十三のリストは撤回すべきではありませんか。地域医療構想の根本的な見直しを求めます。

第二に、政府の新型コロナウイルス対応は、専門家の意見を大事な場面でしばしば聞かず、重大な結果を招きました。

尾身会長は、文芸春秋で、専門家の意見を聞かずに政府が決めた、発表してしまうことがあったと述べ、安倍元首相の一斉休校とアベノマスク配付、菅前首相のGOTOキャンペーン停止の遅れとオリンピック、岸田総理の濃厚接触者の待機期間短縮、検査キット確保の遅れなどを挙げ、批判をしております。総理は、尾身会長の指摘についてどう受け止めていますか。反省と検証、総括が必要なのではありませんか。

尾身会長は、新型コロナウイルス対策の最大の教訓は、最終判断は総理がするものですが、専門家の意見を聞いた上で判断すること、判断したなら、なぜかを総理が自分で国民に説明することの大切さだと指摘しています。総理に同じ認識はありますか。姿勢を改めるべきではありませんか。

本法案の問題点について聞きます。本法案は、都道府県が数値目標を持って予防計画を立て、都道府県と医療機関が協定を結び、病床や発熱外来などの確保を図ろうとするものです。協定等の履行確保措置として、協定履行状況を公表し、指示に従わない場合には、病院名の公表、特定機能病院、地域医療支援病院については指定取消しなど、重いペナルティーが設けられていることは問題です。

予防計画の数値目標達成のために実情に合わない病床割当て等が協定で事実上強制されることや、事実上強制された協定が履行できないためにペナルティーの対象になることはありませんか。医療ニーズを把握しているのは現場の医療機関であり、協定が守れないケースに正当性があるのかなど、大臣や知事が判断するなどできないのではありませんか。

令和四年十月二十五日 衆議院会議録第四号

医療機関に必要なのは、ペナルティーではなくリスベクトです。ペナルティーまで設けて特定機能病院、地域医療支援病院の指定取消しをやることは、地域医療を崩壊させるものであり、やめるべきであります。

本法案では、流行初期医療確保措置の費用負担の半分を保険者に求めるものになっています。感染症対策の費用は公費負担という原則を崩すものであり、認めるわけにはまいりません。

地域の通常医療を維持するための対策、支援も必要です。保健所体制も、保健所数や職員数を増やすことが必要です。なぜ法案にないのでしょうか。

最後に、第八波の対策についてもお伺いをいたします。

治療薬には投薬のタイミングがあり、新型コロナウイルスもインフルエンザも、早期検査、早期治療が重要であります。

新型コロナウイルス、インフルエンザ以外にも発熱する病気があります。財政的な支援で更に発熱外来などを拡充して、希望する人には、最大限、対面受診が可能な体制をつくる必要があるのではありませんか。

また、コロナ抗原検査キットの入手を個人責任にするのではなく、あらかじめ政府の責任で配付すべきではありませんか。

さらに、エアロゾル感染対策が重要であります。換気設備、CO₂モニター始め、一層の支援とインシアチブの發揮を求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣岸田文雄君 宮本徹議員にお答えいたします。

旧統一教会との関係の調査や宗教法人法に基づき解散命令の請求についてお尋ねがございました。

内閣総理大臣として答弁しておりますので、自民党の対応について申し上げることは控えるべき

ではありませんが、一般論として、選挙に当たり、各候補者が政策分野を含め様々な団体とやり取りを行っていると考えております。その上で、推薦確認書に署名したことが選挙での支援につながっているかどうかのポイントであると考えております。この点については、党として所属国会議員による点検結果を取りまとめ、既に公表しているところであります。推薦確認書に署名したと名のり出た議員がいることは承知しており、党の点検結果との関係については議員本人から説明すべきものであると考えております。

宗教法人法に基づく解散命令の請求については、現在、旧統一教会に関して把握している事情からは、過去に解散を命じた事例と比較して、現状は解散事由に該当すると明確には認められないものと考えております。このため、まずは、文部科学省において、報告徴収、質問権の行使等を通じて、行為の組織性、悪質性、継続性等について、本件をよく知る弁護士による団体等から情報提供など必要な協力を得つつ、具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにしてまいります。

新型コロナウイルス対応と地域医療構想についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルスのような新興感染症等の感染拡大時には、機動的に対応できるよう、地域の医療機関における役割分担、連携の強化、そして弾力的な対応を可能とする医療従事者等の配置などが必要であると認識をしております。

このため、今般の改正案では、都道府県知事が平時に各医療機関と協議を行い、感染症発生、蔓延時における病床確保や人材派遣等について協定を結ぶ仕組みを法制化するなど、流行の初期段階から機能する医療提供体制を構築することとしております。

地域医療構想は、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化、連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を

目指すものであり、新型コロナウイルスを通じて明らかになった、地域の医療機関の役割分担等の課題にも対応するものです。

公立・公的病院の在り方についても、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を十分に踏まえて、自治体等と連携して地域医療構想を着実に進めてまいります。

分科会長の指摘についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスはその性状を急激に変化させることから、それぞれの特徴に合わせた効果的な対策を講じるためには、幅広い専門家の方々の科学的知見を踏まえた判断が極めて重要です。

このため、これまで専門家の方々とは様々な局面においてコミュニケーションを取り、知見や意見を伺った上で、政府として必要な判断を行い、責任を持って対策を講ずるとともに、国民の皆様に対して説明をいたしました。

今後とも、ウイルスコロナに向けた新たな段階への移行を進める中で、引き続き専門家の方々とのコミュニケーションを取り、内外の科学的知見に基づきながら、平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでまいります。

都道府県と医療機関の協定の履行確保措置等についてお尋ねがありました。

今回の都道府県と医療機関の協定の仕組みについては、地域における医療機関の機能や役割を適切に踏まえた協定の締結を進めてまいります。その上で、協定に沿った対応をしない場合の正当な理由の有無については、締結した内容を踏まえつつ、締結の際に想定していたウイルスの性状と実際の性状の相違など、個別具体的な状況に応じて適切に判断をしております。

特定機能病院や地域医療支援病院については、承認取消しの規定を設けていますが、これは、正当な理由なく協定に沿った対応をせず、さらに都道府県知事からの勧告、指示にも応じない場合に行使されるものであり、地域医療を崩壊させるようなものではないと考えております。

令和四年十月二十五日 衆議院會議録第四号

そして、感染症の態様が明らかでない流行初期には、診療報酬の特例を設けるまでに一定の時間を要しますが、その間に「行われる感染症医療には、本来、診療報酬で支えるべき部分が含まれて

また、流行初期に必要な医療提供体制を確保することは、感染症医療のみならず通常医療の確保にも直結するほか、社会経済活動の維持にもつながるものであり、被保険者、保険者共に広く受益するため、このような期間の措置について保険者が相応の負担をすることは必要な対応であると考

保健所体制強化については、今般の改正案では、保健所設置自治体に、感染症有事に備えた人員確保や育成など、体制整備を含む予防計画の策定を義務づけるとともに、各都道府県に、関係者が感染拡大時の連携の在り方等を議論するための協議会を設置いたします。

こうした取組により、感染症危機時でも機能する強化された保健所体制を平時から計画的に構築してまいります。

そして、発熱外来の拡充についてお尋ねがありました。この冬の新型コロナとインフルエンザとの同時流行に備え、これまでも発熱外来の対応能力の強化を図っており、必要な財政支援等により発熱外来の拡充を行うとともに、地域の感染状況に応じて診療時間等を拡大すること等を行っています。

検査については、政府として検査キットの確保を行うとともに、十分な量の検査キットのインターネット等での販売を可能とし、国民の皆様があらかじめ購入し、自宅で速やかに検査できるようにしております。

エアロゾル感染対策のための換気設備等については、医療機関における簡易陰圧装置等の設置に対して緊急包括支援交付金による支援等を行っており、引き続き、科学的知見を積み上げ、適切な対策を講じてまいります。(拍手)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する宮本徹君の質疑

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

出席内閣官房副長官及び副大臣

- 内閣総理大臣 岸田 文雄君
総務大臣 寺田 稔君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
内閣官房副長官 木原 誠二君
厚生労働副大臣 伊佐 進一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る七日、岡村参議院事務総長から岡田事務総長宛て、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員有村治子君、同柘植芳文君、同野上浩太郎君及び同予備員藤川政人君、同羽生田俊君、同伊藤孝江君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

- 浅尾慶一郎君 福岡 資麿君
藤川 政人君

同 予備員
第一順位 赤池 誠章君
第二順位 中田 宏君
第三順位 塩田 博昭君
一、去る七日、岡村参議院事務総長から岡田事務総長宛て、参議院は裁判官訴追委員石井準一君、同里見隆治君及び同予備員石井浩郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

- 中西 祐介君 新妻 秀規君
同 予備員 第一順位 島村 大君

一、去る二十一日、岸田内閣総理大臣から細田議長宛て、次の通知書を受領した。

令和四年十月二十一日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

私は、令和四年十月二十一日(金)午前十時羽田空港発、十月二十三日(日)午前六時三十分同空港着の予定で、オーストラリア連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づき、令和三年十二月六日から令和四年十月二日までの間ににおける行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。
自殺対策基本法第十一条の規定に基づき、令和三年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況に関する報告

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。
過労死等防止対策推進法第六条の規定に基づき、令和三年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告

(心労議員)
一、去る二十一日、召集に応じた議員は次のとおりである。

- 南関東 秋本 真利君
一、今二十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

- 山口県第二区 岸 信夫君

一、去る二十日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

- 一一〇 菊田真紀子君
一一一 小宮山泰子君
一一二 田嶋 要君
一一三 篠原 孝君
一一四 牧 義夫君
一一五 末松 義規君
一一六 江田 憲司君

(理事補欠選任)

一、去る六日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 おおつき紅葉君(理事奥野総一郎君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、去る十二日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 小田原 潔君(理事あべ俊子君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 鈴木 馨祐君(理事武藤容治君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 西銘恒三郎君(理事宮崎政久君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 中川 郁子君(理事辻清人君去る十二日理事辞任につきその補欠)
理事 源馬謙太郎君(理事青山大人君去る十二日理事辞任につきその補欠)
理事 和田有一朗君(理事杉本和巳君去る十二日理事辞任につきその補欠)

一、去る十三日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 大塚 拓君(理事門山宏哲君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
理事 國場幸之助君(理事星野剛士君去る八

月十二日委員辞任につきその補欠
 理事 伊藤 俊輔君(理事徳永久志君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 濱地 雅一君(理事吉田宣弘君去る三日委員辞任につきその補欠)
 理事 若宮 健嗣君(理事武田良太君去る十三日理事辞任につきその補欠)
 理事 三木 圭恵君(理事美延映夫君去る十三日理事辞任につきその補欠)
 一、去る十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
 理事 小林 鷹之君(理事葉梨康弘君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
 理事 堀井 学君(理事西村康稔君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
 理事 牧原 秀樹君(理事谷公一君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
 理事 中山 展宏君(理事今枝宗一郎君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 古川 禎久君(理事島尻安伊子君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 逢坂 誠二君(理事大串博志君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 後藤 祐一君(理事重徳和彦君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 青柳 仁士君(理事浦野靖人君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 赤羽 一嘉君(理事稲津久君去る三日委員辞任につきその補欠)
 一、去る二十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
 内閣委員会
 理事 青柳陽一郎君(理事森田俊和君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 稲富 修二君(理事森山浩行君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 阿部 司君(理事足立康史君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 神田 憲次君(理事平将明君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 宮路 拓馬君(理事工藤彰三君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 法務委員会
 理事 宮崎 政久君(理事葉梨康弘君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
 理事 蘭浦健太郎君(理事井出庸生君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
 理事 藤原 崇君(理事山田美樹君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
 理事 寺田 学君(理事階猛君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 沢田 良君(理事守島正君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 谷川 とむ君(理事熊田裕通君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 文部科学委員会
 理事 堀場 幸子君(理事三木圭恵君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 中村 裕之君(理事山本ともひろ君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
 理事 池田 佳隆君(理事宮内秀樹君去る三日委員長就任につきその補欠)
 理事 鰐淵 洋子君(理事浮島智子君去る三日委員辞任につきその補欠)
 理事 森山 浩行君(理事牧義夫君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 柚木 道義君(理事菊田真紀子君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 厚生労働委員会
 理事 中島 克仁君(理事柚木道義君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 高木 宏壽君(理事今枝宗一郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

欠
 理事 上野賢一郎君(理事齋藤健君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 大岡 敏孝君(理事牧原秀樹君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 田畑 裕明君(理事高階恵美子君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 小川 淳也君(理事山井和則君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 経済産業委員会
 理事 井原 巧君(理事石川昭政君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 岩田 和親君(理事長坂康正君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 理事 関 芳弘君(理事稲田朋美君去る二十一日委員辞任につきその補欠)
 理事 細田 健一君(理事松本洋平君去る二十一日委員辞任につきその補欠)
 理事 山崎 誠君(理事山岡達丸君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
 環境委員会
 理事 鷲尾英一郎君(理事勝俣孝明君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
 理事 興水 恵一君(理事角田秀穂君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
 理事 篠原 孝君(理事源馬謙太郎君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 欠
 理事 森田 俊和君(理事田嶋要君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
 理事 堀内 詔子君(理事笹川博義君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
 理事 務台 俊介君(理事小泉進次郎君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)
 (常任委員辞任及び補欠選任)
 一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

懲罰委員
 辞任 二階 俊博君 補欠 武部 新君
 小沢 一郎君 末次 精二君
 武部 新君 二階 俊博君
 末次 精一君 小沢 一郎君
 一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 外務委員
 辞任 鈴木 貴子君 補欠 東 国幹君
 東 国幹君 鈴木 貴子君
 一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 安全保障委員
 辞任 武田 良太君 補欠 中川 郁子君
 渡海紀三朗君 辻 清人君
 辻 清人君 大野敬太郎君
 中川 郁子君 平沼正二郎君
 大野敬太郎君 関 芳弘君
 関 芳弘君 渡海紀三朗君
 平沼正二郎君 武田 良太君
 一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 予算委員
 辞任 今村 雅弘君 補欠 岩田 和親君
 田中 和徳君 井林 辰憲君
 西村智奈美君 岡本あき子君
 井林 辰憲君 田中 和徳君
 岩田 和親君 今村 雅弘君
 岡本あき子君 西村智奈美君
 一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 予算委員
 辞任 石破 茂君 補欠 八木 哲也君

<p>一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>予算委員</p> <p>辞任 石破 茂君</p> <p>補欠 富樫 博之君</p>	<p>一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>内閣委員</p> <p>辞任 工藤 彰三君 山口 一馬君 中谷 晋君 山田 勝彦君</p> <p>補欠 山口 晋君 山田 勝彦君 中谷 一馬君</p>	<p>一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>辞任 古川 元久君</p> <p>補欠 長友 慎治君</p>	<p>一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>予算委員</p> <p>辞任 衛藤征士郎君 平沢 勝栄君 三谷 英弘君 山本 有二君 源馬謙太郎君 吉田はるみ君 池畑浩太郎君 堀井 健智君 齋藤アレックス君 宮本 徹君 緒方林太郎君 おおつき紅葉君 石井 拓君 石川 昭政君 櫻田 義孝君 平沢 勝栄君 三谷 英弘君 源馬謙太郎君 吉田はるみ君 堀井 健智君 池畑浩太郎君 齋藤アレックス君 宮本 徹君 緒方林太郎君</p> <p>補欠 石井 拓君 櫻田 義孝君 蘭浦健太郎君 石川 昭政君 長妻 昭君 おおつき紅葉君 守島 正君 赤木 正幸君 佐藤 英道君 鈴木 敦君 齋藤アレックス君 宮本 徹君 緒方林太郎君</p> <p>補欠 山際大志郎君</p>	<p>衛藤征士郎君 金田 勝年君 鈴木 隼人君 田中 和徳君 辻 清人君 三谷 英弘君 西村智奈美君 吉田はるみ君 渡辺 創君 庄子 賢一君 齋藤アレックス君 五十嵐 清君 石井 拓君 萩生田光一君 渡辺 孝一君 太 栄志君 小泉 龍司君 荒井 優君 橋本 岳君 山岸 一生君 山田 勝彦君 あかま二郎君 稲田 朋美君 神田 憲次君 高村 正大君 牧島かれん君 宮崎 政久君 八木 哲也君 岡田 克也君 堤 かなめ君 山井 和則君 高木 陽介君 鈴木 敦君</p> <p>神田 憲次君 渡辺 孝一君 石井 拓君 あかま二郎君 五十嵐 清君 萩生田光一君 太 栄志君 岡田 克也君 山井 和則君 高木 陽介君 鈴木 敦君</p>	<p>金田 勝年君 土屋 品子君 中根 一幸君 山本 有二君 大西 健介君 西村智奈美君 藤岡 隆雄君 吉田はるみ君 渡辺 創君 阿部 司君 池畑浩太郎君 堀井 健智君 米山 隆一君 岬 麻紀君 神津たけし君 吉田とも代君 神津たけし君 石川 昭政君 橋本 岳君 富樫 博之君 松島みどり君 宮澤 博行君 梅谷 守君 階 猛君 長妻 昭君 野間 健君 太 栄志君 池下 卓君 岩谷 良平君 藤田 文武君</p> <p>橋本 岳君 松島みどり君 宮澤 博行君 宮澤 博行君 石川 昭政君 太 栄志君 野間 健君 米山 隆一君 吉田とも代君 池下 卓君 岬 麻紀君 神津たけし君 岩谷 良平君 藤田 文武君 梅谷 守君 山本 有二君 金田 勝年君 石破 茂君 土屋 品子君 中根 一幸君 藤岡 隆雄君 渡辺 創君 吉田はるみ君 西村智奈美君 大西 健介君 池畑浩太郎君 堀井 健智君 阿部 司君</p>	<p>法務委員 辞任 鳩山 二郎君 中曾根康隆君</p> <p>補欠 中曾根康隆君 鳩山 二郎君</p> <p>文部科学委員 辞任 勝目 康君 船田 元君 東 国幹君 五十嵐 清君</p> <p>補欠 東 国幹君 五十嵐 清君 勝目 康君 船田 元君</p> <p>厚生労働委員 辞任 勝目 康君 後藤田正純君 堀内 詔子君 深澤 陽一君 八木 哲也君 山口 晋君</p> <p>補欠 山口 晋君 八木 哲也君 深澤 陽一君 堀内 詔子君 後藤田正純君 勝目 康君</p> <p>経済産業委員 辞任 稲田 朋美君 國場幸之助君 西野 太亮君 松本 洋平君 大島 敦君 田嶋 要君 川崎ひとと君 平沼正二郎君 深澤 陽一君 古川 直季君 石川 香織君 坂本祐之輔君</p> <p>補欠 古川 直季君 深澤 陽一君 川崎ひとと君 平沼正二郎君 坂本祐之輔君 石川 香織君 西野 太亮君 松本 洋平君 國場幸之助君 稲田 朋美君 田嶋 要君 大島 敦君</p>	<p>安全保障委員 辞任 玄葉光一郎君 赤嶺 政賢君 馬場 雄基君 穀田 恵二君</p> <p>補欠 馬場 雄基君 穀田 恵二君 玄葉光一郎君 赤嶺 政賢君</p>
--	---	---	--	---	---	---	--

長友 慎治君 古川 元久君
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

特別委員
吉田はるみ君 太 栄志君
一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
川崎ひでと君 西野 太亮君
福重 隆浩君 金城 泰邦君
西野 太亮君 川崎ひでと君
金城 泰邦君 福重 隆浩君

補欠
山下 貴司君(幹事加藤勝信君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
伊藤信太郎君(幹事井上貴博君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
猛君(幹事道下大樹君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
中川 正春君(幹事奥野総一郎君去る十三日幹事辞任につきその補欠)

(憲法審査会幹事補欠選任)
一、去る十三日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。
幹事 山下 貴司君(幹事加藤勝信君去る八月十日委員辞任につきその補欠)
幹事 伊藤信太郎君(幹事井上貴博君去る八月十二日委員辞任につきその補欠)
幹事 猛君(幹事道下大樹君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
幹事 階 猛君(幹事道下大樹君去る九月十六日委員辞任につきその補欠)
幹事 中川 正春君(幹事奥野総一郎君去る十三日幹事辞任につきその補欠)

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員
辞任 補欠
青山 周平君 石原 正敬君
辻 清人君 土田 慎君
船田 元君 東 国幹君
近藤 昭一君 吉川 元君
吉田 宣弘君 金城 泰邦君
東 国幹君 船田 元君
石原 正敬君 青山 周平君
土田 慎君 辻 清人君

吉川 元君 近藤 昭一君
金城 泰邦君 吉田 宣弘君
(議案提出)
一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案
新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定ことも園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案(青柳仁士君外九名提出)
一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律案
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案(西村智奈美君外五名提出)
一、去る二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外八名提出)
一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
総合的経済安全保障施策推進法案
(議案送付)
一、去る十七日、予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定ことも園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案(青柳仁士君外九名提出)
一、去る十八日、予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。

特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案(西村智奈美君外五名提出)
一、昨二十四日、予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。
国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外八名提出)

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出)
一、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
二、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
三、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。
令和四年十月十二日
外務委員長 黄川田仁志
衆議院議長 細田 博之殿

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項
二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めると。

令和四年十月十三日

安全保障委員長 鬼木 誠

衆議院議長 細田 博之殿

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月十四日

予算委員長 根本 匠

衆議院議長 細田 博之殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要政策に関する事項

二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する事項

三、栄典及び公式制度に関する事項

四、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

五、国民生活の安定及び向上に関する事項

六、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

衆議院議長 細田 博之殿

一、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月二十一日

内閣委員長 大西 英男

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月二十一日

法務委員長 伊藤 忠彦

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月二十一日

文部科学委員長 宮内 秀樹

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月二十一日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和四年十月二十一日

経済産業委員長 竹内 譲

衆議院議長 細田 博之殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境の基本施策に関する事項

二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する事項

三、循環型社会の形成に関する事項

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項

六、原子力の規制に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

令和四年十月二十一日

環境委員長 古賀 篤

衆議院議長 細田 博之殿

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和四年度の予備費使用及び臨時会召集に関する質問主意書(原口一博君提出)

国会日程との調整に失敗し、国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに

関する質問主意書(櫻井周君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問主意書(松木けんこう君提出)

円安対応に関する質問主意書(櫻井周君提出)

我が国経済の現状と「中所得国の罠」との類似性に関する質問主意書(櫻井周君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

岸田総理の答弁に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

国葬儀に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

財政民主主義下における予備費の在り方に関する質問主意書(原口一博君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

物価安定目標二%に関する質問主意書(櫻井周君提出)

君提出)

円安がキャピタルフライトをもたらすリスクに関する質問主意書(櫻井周君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問主意書(前川清成君提出)

旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問主意書(前川清成君提出)

司法試験予備試験に関する質問主意書(前川清成君提出)

ウイグル人強制労働に関する質問主意書(松原仁君提出)

不動産を取得した外国人の実質的支配者情報の収集に関する質問主意書(松原仁君提出)

核実験を行う金正恩委員長への経済制裁措置に関する質問主意書(松原仁君提出)

産科医療補償制度における補償対象外となった脳性麻痺児の救済に関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

民法の解釈に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国葬の運営会社の入札に関する質問主意書(たがや亮君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出「第七波」収束後の新型コロナナウイラス感染症対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説に関する質問に対する答弁書

令和四年十月四日提出
質問 第一号

「第七波収束後の新型コロナウイルス感染症対策に関する質問主意書」
提出者 原口 一博

「第七波」収束後の新型コロナウイルス感染症対策に関する質問主意書

本年七月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下「第七波」という。)がようやく収束した。第七波においては、一日の感染者数及び死者数がこれまで最も多かった本年一月から六月までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下「第六波」という。)における一日の感染者数及び死者数を超えて過去最高を記録し、総務省消防庁によれば、救急搬送困難事案も過去最高の件数を記録したとされる。

この第七波における医療機関や保健所の業務ひっ迫の状況等を踏まえ、政府は、感染症法上の新型コロナウイルス感染症患者に関する医師による届出義務の在り方を見直し、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置付けを含む新型コロナウイルス感染症対策の全般について、第七波収束後に見直しに着手すると承知している。

また、政府は、本年九月二日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定し、更に内容等の詳細を検討し、法律案を順次国会に提出するものと承知している。

以上の状況を前提に、日本国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者確認から約二年以上を経過し、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生ずることが予測される現状において、これまでの新型コロナウイルス感染症対策への政府の評価と今後の新型コロナウイルス感染症対策の在り方に係る岸田内閣の認識についてお伺いしたい。

一 新型コロナウイルス感染症の国内流行の初期に当たる令和二年二月二十七日、当時の安倍内閣総理大臣は、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に対して臨時休業を行うよう要請(以下「全国一斉休校要請」という。)した。しかし、その後の全国一斉休校要請時を上回る感染拡大の際に同様の措置は採られなかった。安倍内閣が実施した令和二年の全国一斉休校要請は、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に効果があったと岸田内閣は評価しているのか、お伺いする。

二 第七波においては、全国一斉休校要請が行われた令和二年当時と比較してはるかに多くの学校、保育所等でのクラスターが発生している。第七波において、全国一斉休校要請と同様の措置が実施されなかった理由について、お伺いする。また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大において全国一斉休校要請と同様の措置は行われないという理解で良いか。

三 第六波においてはまん延防止等重点措置が実施されたが、第七波においては「新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持」という政府の方針のもと、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は行われなかった。過去、都道府県知事が要請しないと表明していたにもかかわらず、まん延防止等重点措置の重点措置区域に追加された例もあつたと承知しており、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行われるに当たって、都道府県からの要請が必要不可欠ではないと理解している。第七波では一日の感染者数及び死者数が過去最多となり、多くの都道府県において医療提供体制が危機的な状況に陥つた。仮に都道府県からの要請がなかったとしても、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を行うべきであったのではな

いか。なぜ、過去の感染拡大と異なり、第七波では緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が行われなかったのか。その理由について、お伺いする。

四 第七波の最中である本年七月二十八日に自宅療養中の末期がんと高齢患者が新型コロナウイルスに感染し、訪問診療を行う医師が救急搬送を依頼したところ、搬送先が見つからず、やむを得ず自宅療養継続とせざるを得ず、翌日患者が亡くなるという事例があった。この事例は、東京消防庁管轄のものであった。東京消防庁の「救急活動の現況令和二年(二〇二〇年)」では、「出場件数のうち十三・六%が不搬送であり、その内「搬送辞退・拒否」が六十五・三%を占めています。」とされている。この事例は、東京消防庁の「救急活動統計」の「不搬送件数」において「搬送辞退・拒否」と扱われるという理解で良いか。また、総務省消防庁が公表している「各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査」は、「これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。」としている。医療機関がひつ迫して空き病床がなく、救急搬送ができなかったために医師や保健所がやむを得ず救急搬送を断念した事例と症状が軽い等で本人や家族が救急搬送を辞退した事例を同じ「搬送辞退・拒否」として分類されたのでは、受入先がないことにより、救急搬送ができなかった事例がどの程度生じているのかの解釈に誤りを生じることがある。救急搬送の依頼の対象となつた患者について受入先が無いために不搬送となつたことが読み取れる統計の区分を設けるべきと考えるが、政府の見解をお伺いする。

五 昨年の「二次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和三年十一月十二日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、「感染力が二倍となつた場合にも対応できるように」「今夏と比べて約三割増(約一万人増)の約三・七万人が入院できる体制を十一月末までに構築」としていたが、第六波では医療提供体制はひつ迫した。さらに、第七波では、医療従事者等に感染者や濃厚接触者が多く発生したために新型コロナウイルス感染症対応病床は空いてい

るものの医療ができない状態が数多く発生し、確保病床使用率が実態を反映していないとの指摘もあつた。また、コロナ医療提供体制のひつ迫による一般医療や救急医療へのしわ寄せも過去最大で、一般医療や救急医療もひつ迫した。新型コロナウイルス感染症の感染法上の扱いを季節性インフルエンザと同様とし、全ての医療機関で対応すべきとの指摘(いわゆる「二類五類問題」)もあるが、仮に新型コロナウイルス感染症を「五類相当」としてもコロナ対応に手を挙げざる医療機関は少なく、季節性インフルエンザと同様にはならないとの意見も見られる。いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大において医療ひつ迫を防止するには、大幅な医療提供体制の拡充が必要ではないかと考える。政府は、「Withコロナ」に向けた政策の考え方(令和四年九月八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行する。」「保健医療体制の構築については、約五万の病床・ベッド数の全面的稼働、発熱外来の拡充、入院対象者の適切な調整等に取り組み」としている。この取組の実施により、第七波の何倍の感染者数や入院患者数に対応できることを見込んでおられるのか、お伺いする。

六 本年三月二十八日に国立感染症研究所が新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染経路として、いわゆるエアロゾル感染があることを表明した。また、厚生労働省は、熱中症予防等のため、屋外では一定の場合にマスクを着用する必要があるとの情報提供を行っている。インターネット上において、これらの情報を「曲解して、「マスクはエアロゾル感染を防ぐことができる」「屋内外を問わず」マスク着用

は不要である」とする意見がある。政府として、国立感染症研究所がいう「エアロゾル感染」は、不織布マスクを着用した場合でも全く防ぐことができないと考えているのか。また、防ぐことができるのであれば、どの程度防ぐことができるのか、お伺いする。

七 本年七月三十日に米国バイデン大統領が新型コロナウイルスの検査で再び陽性になったとホワイトハウスが明らかにしたこと、主治医は新型コロナウイルスの重症化を防ぐための飲み薬「パクスロビド」を服用すると、まれに再び陽性になるケースがあると説明したことが報道されている。我が国でも薬事承認されている抗ウイルス薬「ニルマトレルビル・リトナビル」には、報道にあるような再陽性となるケースがあることについて、政府は承知しているか。また、再陽性となる理由について、承知しているか、お伺いする。

八 本年六月二十一日に「新型コロナウイルスなど過去の感染症の教訓を踏まえ、新型コロナウイルスが国内で感染拡大する七年前の二〇一三年からHER-SYSとは別のシステムの開発を進めていたと報道されている。そのシステムの名称は、「症例情報迅速集積システム(FFH)」であり、「このシステムではどの情報が必要かについて自治体などと議論を重ね、患者の年齢、性別や発症日、症状など最小限の十八項目に絞っており、「情報は各自自治体からリアルタイムで閲覧でき、情報共有に必要な業務の負担を減らすことが期待されていた」(研究班では、二〇一三年からこのシステムを実際に運用してパネミックの発生を想定した演習を、毎年、複数の自治体で行ってきた)と報道されている。この「症例情報迅速集積システム(以下「FFHS」という)について、報道では「国の研究班が開発していたとするが、FFHSの開発者が政府は承知しているか。また、FFHSを用いて二〇一三年からパネミックの発生を想定し

た演習を毎年、複数の自治体で行ってきたと報道されているが、この演習について、政府は承知しているか。右質問する。

内閣衆質二一〇第一号
令和四年十月十四日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員原口一博君提出「第七波」収束後の新型コロナウイルス感染症対策に関する質問に対し、別紙各弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員原口一博君提出「第七波」収束後の新型コロナウイルス感染症対策に関する質問に対する各弁書

一 二について
お尋ねについては、令和四年二月五日の衆議院内閣委員会において、池田文部科学副大臣(当時)が「昨年の一斉の臨時休業の要請につきましては、(中略)その当時、新型コロナウイルスの性質がよく分からないという中であつて、感染の拡大を防いで、児童生徒の安全を最大限確保するという趣旨はおおむね達成されたものと考えている」と答弁しているとおりであります。

二 三について
前段のお尋ねについては、学校における効果的な感染対策の知見が蓄積されてきていることや、学校の臨時休業に伴う児童生徒の学びの保障や心身に与える影響、保護者の就労への影響等を踏まえ、御指摘の全国一斉休校要請と同様の措置は実施しなかつたものである。後段のお尋ねについては、「全国一斉休校要請と同様の措置を実施することは、現時点では考えていない。」

三 について
御指摘の緊急事態宣言又はまん延防止等重点

点措置」を行わないことについては、今夏の感
染拡大におけるオミクロン株のB.A.五系統へ
の置き換わり等による感染状況や医療提供体制
等に対する負担の状況を踏まえ、総合的に判断
しており、「社会経済活動を維持しながら感染
拡大に対応する都道府県への支援について」(令
和四年七月二十九日新型コロナウイルス感染症
対策本部決定)に示したとおり、個々人の基本
的感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる
適切な対策の徹底を行いながら、できる限りの
社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両
立できるよう、取り組んでいくこととしている
ものである。

四について

前段のお尋ねについては、総務省消防庁から
東京消防庁に確認したところ、御指摘の事案
は、東京消防庁が毎年作成する「救急活動の現
況」における「救急活動統計」の「不搬送件数」の
うち、「搬送辞退・拒否」として扱われるもので
あることである。

後段のお尋ねについては、新型コロナウイルス
感染症の患者から救急搬送の要請があった場
合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第
二十六条第二項において準用する同法第二十
一条の規定に基づき移送として、都道府県知事等
と消防機関が連携して対応しているが、患者の
救急搬送を行わなかった事案についても、都道
府県知事等と消防機関が本人の病状、年齢、既
往歴等、本人や家族の意向、在宅における医師
等による管理体制等の様々な状況を踏まえ、総
合的に判断しているため、御指摘の「医療機関
がひっ迫して空き病床がなく、救急搬送ができ
なかつたために医師や保健所がやむを得ず救急
搬送を断念した事例」を特定することは困難で
あり、総務省消防庁から消防機関に対して報告
を求めている統計調査において、御指摘のよう
な区分を設けることは適当ではないと考えてい

五について

「Withnコロナに向けた政策の考え方」(令
和四年九月八日新型コロナウイルス感染症対策
本部決定。以下「本部決定」という。)について
は、具体的な数値目標を示したものではありません
が、お尋ねの「第七波の何倍の感染者数や入院
患者数に対応できることを見込んでいるのか」
についてお答えすることは困難であるが、本部
決定の別紙において、オミクロン株について
は、若者の重症化リスクは低く、高齢者の重症
化リスクは引き続き高いというウイルスの特性
を踏まえ、「高齢者等重症化リスクの高い者を
守るとともに、通常医療を確保するため、保健
医療体制の強化・重点化を進めていく」との基
本的考え方の下、「新型コロナウイルス病床の確保、診
療・検査医療機関(発熱外来)の取組」の継続、
「初回接種(一・二回目接種)を完了した十二歳
以上の全ての者を対象とした「オミクロン株対
応ワクチンの接種促進」、「健康フォローアップ
センターの全都道府県での整備・体制強化」等
を示しているところであり、こうした取組等に
より、今後、今夏の感染状況を上回る感染拡大
が生じて、一般医療や救急医療等を含む我が
国の保健医療システムを機能させていくことと
している。

六について

お尋ねについては、「全く防ぐことができな
いと考えているのか」とのお尋ねについては、
マスクの効果については様々な要因に左右され
ることから、一概にお答えすることは困難であ
るが、令和三年五月二十六日に開催された厚生
労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザ
リー・ボードの参考資料四「市中におけるマス
ク着用による感染防止効果等について」におい
て記載しているとおり、東京大学医学部研究所
の「新型コロナウイルスの空気伝播に対するマ

スクの防御効果」において、「SARS-Co
V-2をマネキンから飛沫やエアロゾルとして
咳と同等の速度で放出した実験では、相対する
者が吸い込むウイルス量は、吐き出す側が不織
布又は布マスクをした場合二十〜三十パーセン
ト程度まで抑えられ、吸い込む側が不織布マス
クをした場合五十パーセント程度(布マスクの
場合八十パーセント程度)まで抑えられた」との
研究結果があると承知している。

七について

御指摘の「我が国でも薬事承認されている抗
ウイルス薬「ニルマトレルビル・リトナビル」に
は、報道にあるような再陽性となるケースがあ
る」の意味するところが必ずしも明らかではな
いが、海外において、ニルマトレルビル・リト
ナビルの投与後に、ウイルス量が再度高くなる
事象が生じた症例が報告されていることは承知
している。

また、御指摘の「再陽性となる理由」の意味す
るところが必ずしも明らかではないが、臨床試
験において、ウイルス量が再度高くなる事象の
発現頻度が、ニルマトレルビル・リトナビルを
投与した場合とプラセボ(医薬品と見分けがつか
ず、有効成分の入っていないものをいう)を
投与した場合で同様であると報告されており、
令和四年五月に、米国食品医薬品局において、
当該医薬品とウイルス量が再度高くなる事象と
の関係性について不明確であるとの見解が示さ
れていることは承知している。

お尋ねの「FHSの開発者については、厚
生労働科学研究費補助金新型コロナウイルス等
新興・再興感染症研究事業(新興・再興感染症
及び予防接種政策推進研究事業)「感染症発生時
の公衆衛生的対策の社会的影響の予測及び対策
の効果に関する研究(以下「報告書」という)の
分担研究である「新型コロナウイルス発生時に
おける症例情報の効率的な共有に資する情報収

集体制の検討」によると、「研究分担者」が「情報
集約システムのプロトタイプ」のデモを重ね、意
見の集約と完成度の向上を図っていたと承知
している。

また、お尋ねの「FHSを用いて二〇一三
年からパンデミックの発生を想定した演習を毎
年、複数の自治体と行ってきた」ことについて
は、厚生労働省において確認した限りでは、そ
のような事実は確認できなかったが、報告書に
よると「二十五年一月二十一日に、国立感染
症研究所にて保健所、空港検疫所、県庁、地方
衛生研究所、感染研、厚生労働省対策推進本部
を模した環境を構築し、実際に感染症の対応に
当たる関係者の協力のもと患者発生シミュレ
ーションを行った」とされていると承知している。

令和四年十月四日提出
質問 第一一四号

所信表明演説に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

所信表明演説に関する質問主意書
第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信
表明演説に關し、次のとおり質問する。

- 一 演説に出てくる以下の用語は具体的に何を指しているのか。例を挙げて答弁ありたい。
- (ア) 国際秩序を揺るがす、地政学的挑戦
- (イ) 悪質な寄附
- (ウ) 日本ならではの技術 最先端のバイオも
のづくりに関する箇所
- (エ) アナログ的規制
- (オ) 諸懸案(日中国交正常化五十周年に關する
箇所)
- 二 「円安のメリット」とは具体的に何を指してい
るのか。例を挙げて答弁ありたい。また、「円
安のデメリット」はどのようなものがあると考
えているか。同じく具体的に答弁ありたい。
- 三 「日朝平壤宣言」に基づき、拉致、核、ミサイ

ルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化の実現を目指します。は、その前の文にある「案件」には当たらないのか。
右質問する。

内閣衆質二一〇第二号

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国際秩序を揺るがす、地政学的挑戦」とは、ロシアによるウクライナ侵略が、国際法違反であって、欧州の安全保障環境を根本的に変容させるのみならず、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、力による一方的な現状変更の試みであることを指している。

お尋ねの「悪質な寄附」とは、不当な勧誘により経済的に困窮するほど多額の寄附をするなど、その勧誘の態様、内容等に鑑み、社会通念上著しく合理性を欠く寄附のことを指している。

お尋ねの「日本ならではの技術(最先端のバイオものづくりに関する箇所)」とは、遺伝子を組み換えた微生物を用いてプラスチック等を生産する等の技術のことを指している。

お尋ねの「アナログ的規制」とは、目視規制、実地監査規制等に関する法令等の規定等のうち、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和三年十二月二十四日閣議決定等)において示された「構造改革のためのデジタル原則」に適合していないものを指している。

お尋ねの「諸懸案(日中国交正常化五十周年に

関する箇所)とは、例えば、令和四年一月二十日の衆議院本会議において、岸田内閣総理大臣が述べた「尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、我が国周辺における軍事活動の拡大・活発化」を指している。

二について

お尋ねの「円安のメリット」とは、例えば、輸出企業や海外展開をしている事業者等の収益が改善し得ることを指している。また、お尋ねの「円安のデメリット」については、例えば、輸入物価の上昇により、仕入価格の上昇を通じた企業の収益悪化や消費者への負担の増加になり得ることであると考えている。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の岸田内閣総理大臣の発言の趣旨は、令和四年二月二十四日の参議院予算委員会において、同内閣総理大臣から「北朝鮮の核、ミサイル、そして最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、条件を付けずに直接向き合うということを申し上げた」と答弁していることとおりである。

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員末松義規君提出防衛省及び自衛隊に関する質問に対する答弁書

令和四年十月五日提出
質問 第三号

防衛省及び自衛隊に関する質問主意書

提出者 末松 義規

一 防衛省及び自衛隊に関する質問主意書
防衛省及び自衛隊の職員と、ジュネーブ条約上の捕虜との関係について
政府は、参議院議員櫻井充君提出自衛隊員と

ジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する質問に対する答弁書において、自衛隊の位置付けを一般にはジュネーブ諸条約上の軍隊に該当すると解されることの見解を示している。

1 NATO条約国である英国、米国、仏国、独国、NATO本体は、自衛隊を軍隊であると認識しているかについて事実関係を示されたい。

特に、自衛隊の位置付けについて、関係国政府の公式文書において軍隊と確認しているか否か、または、公式声明で確認しているか否かについて示されたい。

2 ジュネーブ諸条約では、我が国の自衛隊を軍隊であると認識するか否かは、各国の判断に委ねられていると考える。

報道上で、我が国の潜在的な敵国と引用されることの多い中国、ロシア、北朝鮮は、自衛隊を軍隊であると認識しているか否かについて示されたい。

特に、これらの諸国の政府の公式文書で確認しているものがあるか否か、または、公式声明があるか否か示されたい。

3 ジュネーブ諸条約上で、自衛隊を軍隊と認識していない国があれば、自衛隊員は捕虜として扱われないことになると考えてよい。また、正当に捕虜として扱われないことになれば、捕虜としての待遇を受けずに拷問や虐待等が勝手になされることはあり得るか否か。

4 各国が雇用する民間の傭兵については、ジュネーブ諸条約上、捕虜としての待遇が適用されることになるのか、ならないのか示されたい。

5 自衛隊以外の防衛省職員は、自衛隊の構成員という位置づけで捕虜として待遇されるのか、そうでないのか示されたい。

6 さらに、自衛隊を軍隊と認めていない国が我が国に攻撃を仕掛けてきた場合、自衛隊員

として適切に反撃するケースもあろう。
その場合、該当自衛隊員が、自衛隊を軍隊と認めていない国から違法行為であるとして、裁判所に訴えられる可能性はないか。

二 航空自衛隊パイロットの自衛措置について
昭和五十八年十月四日の衆議院・外務委員会防衛庁江間運用第一課長が、「武器の使用の関係につきましては上級の指揮官、通常、総隊司令官あるいは方面隊司令官の許可を得て武器を使用するというのが原則でございます。ただ、現実には攻撃を受けるという状況で、正当防衛、緊急避難という場合にその許可を得ているとまがらないような場合には、そのパイロットの判断で武器を使用することもあり得ます」と答弁している。

一 戦闘機同士の空中戦等の場合、正当防衛・緊急避難等の理由で、パイロットが自らの瞬時の判断で敵の戦闘機を撃ち落とす場合には、パイロット個人の責任は一切問われずと解して良いか。

三 戦闘現場における第一線救護について
平成二十八年十月に策定された防衛省の「緊急救命行為実施要領」には、第一線救護衛生員は、一般的な緊急救命行為に加え、同実施要領により、①気道閉塞に対する輪状甲状軟骨切開・穿孔、②緊張性気胸に対する胸腔穿刺、③出血性ショックに対する輸液路の確保と輸液、④痛みを緩和するための鎮痛剤投与、⑤感染症予防のための抗生剤投与が実施可能と規定されている。

1 これらの処方以外に、通常、戦闘地域後方に位置していると思われる防衛省の医師の指示に従って、それ以外の医療行為を行うことはまったく問題ないと考えるが如何。

同様に、医師法に違反することはまったく無いと考えるが如何。

四 防衛研究所職員のテレビ等での個人的見解の発言について

無いと考えるが如何。

最近のウクライナ紛争等のテレビ報道等を見ていると、防衛研究所職員がテレビ出演をして、関係国の動きを一方的に判断・批判を行い、それが防衛省の立場であるかのような誤解を受ける事例が散見される。

1 外部に対する意見表明等に際する事前手続き等は定められていると承知しているし、自由な研究環境の確保も重要であるとの立場は理解できるが、政治的・外交的に機微な事項の表現等については、世間に誤解を与えないように、それなりの表現の工夫の余地があると思料するが如何。

2 また、防衛研究所の職員がマスメディアに出る際に、何を実際に発言したのかをチェックする体制は未だ確立されていないと承知しているが、実際のチェック体制の必要性をどのように考えているのか。
チェック体制を強化することは検討しないのか。
右質問する。

内閣衆質二一〇第三号
令和四年十月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員末松義規君提出防衛省及び自衛隊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員末松義規君提出防衛省及び自衛隊に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねについては、「自衛隊を軍隊であると認識しているか」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

一の3について

お尋ねについては、「自衛隊を軍隊と認識していない」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、自衛権行使の要件が満たされる場合に武力行使している状況下で敵に捕らえられ、又は敵の権力内に陥った自衛官については、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約(昭和二十八年条約第二十三号、第二十四号、第二十五号及び第二十六号。以下「ジュネーヴ諸条約」という。)及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書一)(平成十六年条約第十二号。以下「追加議定書一」という。)における「捕虜」として扱われると解される。

お尋ねの「各国が雇用する民間の傭兵の意味するところが必ずしも明らかではないが、追加議定書一第四十七条1は、同条2の全ての条件を満たす「傭兵」について「戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない」と規定している。

一の4について

お尋ねの「自衛隊以外の防衛省職員」及び「自衛隊の構成員」という位置づけで捕虜として待遇される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官以外の防衛省職員は一般に文民であり、ジュネーヴ諸条約及び追加議定書一における「軍隊の構成員」には当たらないと解される。

一の5について

お尋ねの「戦闘機同士の空中戦等の場合の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十条に基づき、領空侵犯に対する措置は、国際法上認められる範囲内で行われるものであり、また、その際の武器の使用は、同条に規定する

「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に許される。さらに、武器の使用については、上級の指揮官の許可を得て行うことを原則としているが、正当防衛や緊急避難に該当する場合にその許可を得るいとまがないようなときは、パイロットの判断で武器を使用することも許される。領空侵犯に対する措置の一環としての武器の使用が、このような「必要な措置」の範囲内で行われる限り、同条に基づき、当該武器の使用は適法であり、刑事上の責任が生じるものではない。

三について

お尋ねの「それ以外の医療行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、第一線救護衛生員は、准看護師の免許等を有することから、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号)等の規定に基づき、准看護師等が行えるものとされている行為を行うことができ、また、当該行為を行うことがお尋ねの「医師法に違反するものではない」と考えている。

四について

お尋ねについては、「部外に対する意見等の発表に関する手続きについて」(平成二十一年三月十七日付け防研企第二百六十一号防衛研究所長通達)において、防衛研究所の職員が部外に対して職務に関する意見等を発表する際には、自衛隊員であり国家公務員である自らの立場と責任を自覚するとともに、当該発表内容が自己の個人的見解である旨明示する等、部外から同研究所又は防衛省の公式見解であるとの誤解を受けることのないよう留意するものとしている。また、同通達等において、同職員が職務として又は私人の立場において部外に対して職務に関する意見等を発表する際の届出の手續を定め、自らその意見が立場にふさわしいものとなっているかを確認する機会を与えることもなっており、当該届出を順序を経て防衛研究所長まで提出させ、さらに、必要に応じて、事前に発表の

内容について関係部署等と調整を行わせており、御指摘のような「何を実際に発言したのかをチェックすること等は考えていない」。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員原口一博君提出令和四年度予算費使用及び臨時会召集に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木けんこう君提出国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出円安対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出我が国経済の現状と「中所得国の罠」との類似性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出岸田総理の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出国葬儀に関する質問に対する答弁書

令和四年十月十七日提出
質問 第四号
令和四年度予算費使用及び臨時会召集に関する質問主意書

提出者 原口 一博

令和四年度予算費使用及び臨時会召集に関する質問主意書

日本国憲法第八十七条第一項は、「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予算費を設け、内閣の責任でこれを支出することが

できる。」と定めており、この場合に限定して内閣の責任で予備費を使用することを認めている。これは、財政民主主義の観点から、予備費の使用は災害などの真に緊急性の要するものなどに限定されるべきであり、必要な施策は、できる限り補正予算を編成し、国会による事前の議決を経て支出することが望ましい趣旨であると理解している。

また、第五十三条は「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と定めており、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、有志の会及び社会民主党は共同で、本年八月十八日に、この規定に基づき、物価高の対策や新型コロナウイルスの第七波への対応その他の諸課題に対応するために、臨時国会召集要求書を岸田内閣総理大臣に提出した次第である。

しかるに、岸田内閣総理大臣は、先日の所信表明演説で「今、日本は、国難とも言える状況に直面しています。」と認めているにもかかわらず、当該臨時国会召集要求を一か月以上も無視した上で、九月二十日に、三兆円以上に上る令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を閣議決定し、安倍元内閣総理大臣の国葬儀を終えた二十八日に、ようやく臨時会を十月三日に召集することを閣議決定したところである。

この一連の経緯について、以下、質問する。
一 日本国憲法第五十三条に基づく臨時国会召集要求書が提出されている中、国会を召集し、補正予算によって、物価高や新型コロナウイルスに対応に当たるのではなく、臨時国会召集直前に多額の予備費の使用を閣議決定したことの妥当性を政府はどのように考えているのか。
二 九月二十日に閣議決定した予備費の使用は、憲法の定める「予見し難い予算の不足に充てるため」に該当するものと政府は考えているのか。また、該当すると考えるのならば、その具

体的根拠は何か。

三 政府は、臨時国会召集要求書が提出されているにもかかわらず、十月三日より前には国会を召集する必要はないと判断した理由は何か。

四 通常、臨時会が召集されれば、冒頭に面院において、内閣総理大臣の所信表明演説と各党の代表質問が本会議で行われ、引き続き予算委員会において基本的質疑が行われる。第二十二回国会臨時会は、両院における代表質問までの日程は決定されたものの、その後財務大臣が海外へ出張するため、予算委員会は財務大臣の帰国を待ってから行われることになる。政府は、臨時会冒頭に財務大臣の海外出張の予定があり、代表質問の後、引き続き予算委員会を行うことができないにもかかわらず、十月三日に国会を召集した理由は何か。

内閣衆質二〇第四号
令和四年十月二十一日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員原口一博君提出令和四年度の予備費使用及び臨時会召集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出令和四年度の予備費使用及び臨時会召集に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

一 令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用(令和四年九月二十日閣議決定)については、新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、ウクライナ侵略の長期化等により原油価格や物価が高騰するといった令和四年度予算の編成時点においては予見し難かつた事態に対して、時機を逸することなく、国民の命と暮らしを守る観点か

ら必要な施策に係る予算の不足に緊急に対処するため決定したものであり、憲法第八十七条第一項の「予見し難い予算の不足」に該当するものと考えている。

また、御指摘の臨時会第二百十回国会召集の決定については、令和四年八月十八日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を受け、内閣として臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、臨時会の召集時期について与党とも相談しながら対応を検討し、同年九月二十八日の閣議において、同年十月三日に臨時会を召集する旨を決定したものである。

令和四年十月七日提出
質問 第五号

国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問主意書
提出者 櫻井 周

国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問主意書
例年、秋には首脳および閣僚が出席する国際会議が多く設定されている。今日の世界は、新型コロナウイルス感染症対策やロシアによるウクライナ侵略の問題を抱えている。世界経済は、物価高と、物価高に対処するための政策金利の引き上げ、政策金利の引き上げの反作用として開発途上国の債務問題など、課題が山積している。こうした現下の状況を踏まえれば、大臣は国際会議に積極的に出席して我が国の国益を守るべきと考え

る。
今秋の首脳・閣僚級による主な国際会議として以下が実施・予定されている。九月二十日から二十六日にアメリカ・ニューヨークにおいて国際連合一般討論が行われ、各国首脳が演説した。十月十二日から十六日にはアメリカ・ワシントンDC

において世界銀行・国際通貨基金の年次総会が開催され、併せてG7とG20の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される。十月十九日から二十一日にはタイ・バンコクにおいてアジア太平洋経済協力(APEC)財務大臣会合が、十一月十二日にはインドネシア・バリにおいてG20財務大臣・保健大臣会合が、十一月十四日の週にはタイ・バンコクにおいてAPEC閣僚会議・首脳会議が、十一月十五日から十六日にはインドネシア・バリにおいてG20首脳会合がそれぞれ開催される。

一方で、国内においても新型コロナウイルス感染症対策や物価高対策など課題が山積しており、国会を開催して取組みを進めるべきである。すなわち、国際会議日程と国会日程等を十分に調整し、効率的に課題解決に取り組みべきと考えるところ、以下質問する。

一 昨年は衆議院議員総選挙のため、首脳・閣僚級による国際会議に我が国からは出席ができなかった。今年二月十七日から十八日にインドネシア・ジャカルタで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に鈴木財務大臣は欠席した。このように、国際会議日程と国会日程等を十分に調整できなかったことから国際会議に出席できず、我が国の国益を損なった可能性があると考えるが、政府の見解如何。

二 今秋は国際会議日程と国会日程との調整が不十分だったために、十月十一日から十四日に予算委員会が開催できず、事実上、国会が空転することとなった。一方で、財務大臣は十月十二日からアメリカ・ワシントンを訪れ、G7とG20の財務大臣・中央銀行総裁会議には出席するも十四日に開催の世界銀行総会、IMF国際通貨金融委員会、世銀・IMF合同開発委員会には出席せず帰国する。また、十月十九日から二十一日のAPEC財務大臣会合も欠席する。このように、国際会議日程と国会日程等を十分に調整できなかったことから片道十四時間かけて現地に行きながら肝心の国際会議には出

席できず我が国の国益を損なう可能性がある一方で、国会を空転させることで国内での取組みが遅延し国民生活に悪影響を与えることとなる可能性があると考えるが、政府の見解如何。

三 十月十四日に開催の世界銀行総会、IMF国際通貨金融委員会、世銀・IMF合同開発委員会に出席した上で帰国しても十月十七日からの衆議院予算委員会には間に合うのに、現地に

四 八月十八日に衆議院と参議院の議長に対して憲法第五十三条に基づく臨時国会召集の要求書が提出されていた。この要求書に基づいて、臨時国会を召集していれば、国際会議と国会日程の調整はできた。せめて一週間早い九月二十六日に臨時国会を召集していれば、上記の日程の調整はできた。憲法に違反し、国益を損なうまで、岸田内閣が十月三日まで臨時国会を召集しなかったのはなぜか。

内閣衆質二一〇第五号
令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員櫻井周君提出国会日程との調整に失敗し国際会議を欠席したために国益を損なっている可能性があることに関する質問に対する答弁書

御指摘の「首脳・閣僚級による国際会議に我が国からは出席ができなかった」と及び「我が国の

令和四年十月二十五日 衆議院会議録第四号 議長長の報告

国益を損なった可能性がある」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和三年十月三十日及び三十一日に開催されたG20ローマ・サミットには岸田内閣総理大臣がオンラインで出席しており、また、令和四年二月十七日及び十八日にインドネシア・ジャカルタで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議には、神田財務官が鈴木財務大臣の代理として出席している。このように、御指摘の国際会議への出席については、当該国際会議及び国会を含む国内での公務の日程、内容等を総合的に勘案し、我が国の立場を主張することができるように適切に対応したものと考えている。

二及び三について
御指摘の「現地に行きながら肝心の国際会議には出席できず我が国の国益を損なう可能性がある」と及び「国会を空転させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国会における予算委員会等の開催については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にない。また、御指摘の国際会議への財務大臣の出席については、当該国際会議及び国会を含む国内での公務の日程、内容等を総合的に勘案し、我が国の立場を主張することができるように適切に対応している。

四について
御指摘の臨時会(第二十回国会)の召集の決定については、令和四年八月十八日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を受け、内閣として臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、臨時会の召集時期について与党とも相談しながら対応を検討し、同年九月二十八日の閣議において、同年十月三日に臨時会を召集する旨を決定したものであり、憲法第五十三条に基づき、適切に行われたものと考えている。

令和四年十月十一日提出
質問 第六号

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問主意書

提出者 松木けんこう

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問主意書

国土交通省は、平成二十三年六月二十九日に不燃木材に関するサンプル調査の結果を公開し十件中九件が大臣認定仕様に合致せず性能確認試験でも必要な性能を有していなかったことを今後の対応も含め公表した。

不燃木材の不燃性能確保と確認は、国民の命と財産にかかわる大切な要素であることから不適合と公表された認定の現状について質問する。

一 不適合と公表された不燃木材の内、認定番号NM10750について

1 NM10750の認定書による樹種は、スギ科(スギ属)、ヒノキ科(ヒノキ属、ネズコ属)、マツ科(トガサワラ属、マツ属、トウヒ属、モミ属、カラマツ属、ツ方属)であることから広範囲な樹種になるが発熱性試験成績書ではA体、B体、C体と三種の試験であり広範囲な樹種毎の試験をしていない。不燃木材の製品は、材質により性能が大きく変化するのではないかと。樹種毎の性能の試験をせざるに認定した理由について質問する。

2 NM10750の認定書による材の厚さは、十八・〇(マイナス二・〇)mmと五百・〇(プラス五十・〇)mmであるが発熱性試験成績書の試験体の厚さは十八・四mmと十八・七mmであり十八mmで試験をしていない。

い。最小厚さで試験する必要はないか。不燃木材の認定は、不燃性能に対する認定であり認定書の最小厚さで不燃性能確認試験をせず認定した理由について質問する。

3 NM10750の認定書による薬剤量は百三十五(プラスマイナス十三・五)kg/m²であるが発熱性試験成績書の試験体の質量(試験体の大きさ×試験体の厚さ)から単位を一致させて樹種の比重(〇・四五)を引くと試験体Aでは約二百四十kg/m²となる。認定書の薬剤量は申請の偽装ではないか。認定書の薬剤量で不燃性能確認の試験を実施したか質問する。

4 NM10750の認定書の薬剤は、含水はう酸塩と無機りん酸系であるが、無機りん酸系薬剤について短期間での不燃性能劣化を考慮する必要はないか。認定書の薬剤による劣化確認試験を行い確認し認定したか質問する。

二 不適合九件の公開後のこれまでの指示・確認対応と改善状況について質問する。

三 不適合とされた不燃木材の不燃性能可否による結果及び情報は、命と財産を守る観点から消費者に重要だが消費者庁としてどのような取り組みを行っているか質問する。

内閣衆質二一〇第六号
令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松木けんこう君提出国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松木けんこう君提出国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「NMO七五〇」についての建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の規定に基づく認定(以下「本件認定」という。)に係る性能評価に当たっては、当該性能評価を行った指定性能評価機関(以下単に「指定性能評価機関」という。)において、当該性能評価の申請(以下「本件申請」という。)があった三科九属の樹種については、一般に樹種により性能が異なり得るものであることから、これら全ての樹種のうち、マツ科トウヒ属が発熱性に関して最も不利な樹種であることをあらかじめ確認した上で、これを試験体を用いる樹種として選定し、発熱性試験を実施したものであり、国土交通省においては、本件認定の申請があった仕様について、当該性能評価に基づき審査を行い、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八八条の二に規定する技術的基準(以下単に「技術的基準」という。)に適合するものとして認定を行ったところである。

一の2について

御指摘の「最小厚さ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、指定性能評価機関において、本件申請は「一八・〇(マイナス二・〇)ミリメートル(五百・〇)プラス五五・〇(ミリメートル)」の厚さの建築材料についてのものであることから、発熱性に関して最も不利な厚さと考えられる一八・〇ミリメートルを仕様とする製品から採取した試験体を選定し、発熱性試験を実施したところである。試験体の実際の厚さは一八・四ミリメートルから一八・七ミリメートルまでであったが、指定性能評価機

関において、この仕様上の厚さと試験体の実際の厚さとの差は、製品の製造時に生じ得るやむを得ない誤差であり、また、当該誤差を考慮しても、発熱性試験の結果としては合格基準を満たすと判断したものであり、国土交通省においては、本件認定の申請があった仕様について、当該認定に係る性能評価に基づき審査を行い、技術的基準に適合するものとして認定を行ったところである。

一の3について

御指摘の「申請の偽装ではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「認定書の薬剤量で不燃性能確認の試験を実施したか」については、本件申請当時の性能評価において、試験体中の薬剤量を計測する手法が確立しておらず、指定性能評価機関において、これを計測していなかったところであるが、木材と薬剤の合計質量が申請された仕様の範囲内であることを確認することで、試験体中の薬剤量が申請された仕様の範囲内であると推定して、発熱性試験を実施したものである。

一の4について

御指摘の「不燃性能劣化及び劣化確認試験」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、建築基準法第二条第九号の規定に基づく不燃材料の認定は、申請された仕様どおりの建築材料が不燃性能に関して技術的基準に適合することを認めるものであるところ、当該認定に当たって、不燃性能の低下については評価を行うこととしておらず、これは本件認定についても同様である。

なお、国土交通省においては、同法第八八条第一項の規定の趣旨も踏まえ、同号の規定に基づく認定に当たって、不燃性能が維持されるよう適切な処置を講ずべき旨を認定書において注意喚起しているところである。

国土交通省においては、御指摘の「不適合九

件」に係る建築材料を製造した者に対し、認定された仕様と異なる仕様の建築材料が使用された建築物の特定及び当該建築物の建築基準法令への適合性の確認を行うとともに、当該法令に適合しないことが確認された建築物について、改修等の必要な是正措置を講ずるよう指示を行っており、その後、当該建築物に使用された当該建築材料を製造した者から、当該建築物のいずれについても是正が完了した旨の報告を受けたところである。

三について

御指摘の「不適合とされた不燃木材の不燃性能可否による結果及び情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年六月二十九日に国土交通省が公表した不燃木材に関するサンプル調査の結果については、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第八十二条第一項の規定に基づき住宅紛争処理支援センターとして国土交通大臣の指定を受けた公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて消費者からの相談を受け付けており、消費者庁としては、同庁のホームページにおいて住宅部品に係る相談先として同センターを周知している。

令和四年十月十一日提出

質問 第七号

御対応に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

御対応に関する質問主意書

日本政府と日本銀行による異次元の金融緩和が円安の進行の一因となっている。そして、円安の進行に伴って物価高が進んでいる。消費者物価指数は前年同月比で三・〇%の上昇(二〇二二年八月)で欧米諸国に比べて低い水準であるものの、国内企業物価指数は前年同月比で九・〇%の上昇

(二〇二二年八月)と欧米諸国並みの高い水準となっている。また、輸入物価指数は、前年同月比で四十二・五%の上昇(二〇二二年八月)であり、この上昇のうち二十・八%は円安によるものである。すなわち、円安が輸入物価の上昇を引き起こし、更に企業物価を引き上げているところ、消費者物価も更に上昇する可能性があると考えられる。

こうした現状を踏まえて物価高と円安への対応について、岸田文雄総理大臣は、第二十回臨時国会における所信表明演説において「家計・企業への電力料金負担の増加を直接的に緩和する、前例のない、思い切った対策を講じます」「円安のメリットを活かした経済構造の強靱化を進めます。半導体や蓄電池の工場立地、企業の国内回帰や、農林水産物の輸出拡大などに取り組みます」と述べた。しかし、これらの政策で国民生活を守ることができるとは、国民の暮らしを豊かにできるのか、疑問があるところ、以下、質問する。

一 円安による物価高に対して、政府は燃料油価格激変緩和補助金などを給付することで家計・企業の負担を緩和しようとしている。円安が進むことでエネルギー等価格が上昇すれば補助金の給付額が増加することとなり、財政赤字の増加要因となる。赤字国債の増額は金融緩和につながり、更なる円安を招来することにつながる。すなわち、円安が円安対策補助金の増額につながるが、円安対策補助金の増額が財政赤字の増額につながるが、財政赤字の増額が赤字国債の増額につながるが、赤字国債の増額が円安の進行につながるという、悪循環が生じる懸念があるが、政府の見解如何。

二 岸田総理は、円安のメリットを活かすと主張するが、日本商工会議所(BOJ)の早期景気観測調査結果(二〇二二年四月)によれば、円安進行が業績に与える影響について、「メリットの方が大きい」と回答した企業は一・二%に

し、「デメリットの方が大きい」企業が五十三・三%となった。また、日本商工会議所の三村明夫会頭は定例記者会見(二〇二二年五月十二日)で、足元の円安基調が続けば中小企業にとって「大きな経営上の問題になる」との認識を示し、円安と資源価格の高騰が「中小企業に悪い影響を与えている」と主張した。円安は、今の日本経済にとってメリットよりもデメリットがはるかに大きいことから、円安のメリットを活かす政策よりもこれ以上の円安をくい止める政策を採用することを提案するが、政府の見解如何。

三 異次元の金融緩和の継続が円安要因となっていることを踏まえれば、金融政策に更なる柔軟性を持たせることを提案する。具体的には、日本銀行が採用するイールドカーブ・コントロール(YCC)の幅をもう少し大きくすることを提案するが、政府の見解如何。

四 岸田総理は円安のメリットを活かすと主張するが、円安のメリットを活かして輸出拡大を実現できれば円高要因となる。円高に転じれば、もはや円安のメリットは失われる。そうすると、円安のメリットを活かす政策は、仮に成功したとしても一時的なものに終わってしまう。中長期的な政策としての効果は期待できないと考えるが、政府の見解如何。

五 円安は国際比較において日本の賃金が安くなることを意味する。我が国の労働者の賃金が国際比較において低下することは、我が国にとってよいことなのか。政府の見解如何。

六 アジア通貨危機に直面した国では、自国通貨の下落で国が破綻する危機に直面した。アジア諸国が経験した自国通貨の下落の恐ろしさを踏まえれば、自国通貨の貨幣価値を低下させることは国益にはならないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

令和四年十月二十五日 衆議院会議録第四号

議長の報告

内閣衆質二一〇第七号
令和四年十月二十一日

衆議院議員 細田 博之殿
衆議院議員 櫻井周君提出円安対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員 櫻井周君提出円安対応に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「円安対策補助金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、為替レートは、様々な要因を背景に市場において決まるのが原則であり、「赤字国債の増額」が円安を招来する「こと」につながることは必ずしも言えないことから、御指摘のような「悪循環が生じる」とは一概に言えないと考えている。なお、燃料油価格激変緩和対策事業については、原油価格が上昇している中、国民生活や経済活動への影響を最小化する観点から、限定的、緊急避難的な措置として実施している。

二及び四について

お尋ねについては、令和四年十月七日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「円安は、経済に対してプラス面、マイナス面双方の様々な影響を与えますが、最近見られたような急速で一方的な円安の進行は望ましくないと考えています。(中略)いずれにせよ、足下の円安に対しては、インバウンド観光の復活など円安のメリットを最大限引き出すとともに、企業投資の国内回帰や農林水産物の輸出拡大などを進めることとしており、これらはこの経済構造の強靱化にもつながるものであると考えております。」と答弁しているところである。

三について

日本銀行による金融政策の具体的な手法については、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、お尋ね

について政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

御指摘の「よいこと」の具体的に意味するところが明らかではないが、労働者の賃金が国際比較において低下することの我が国への影響については、各国のマクロ経済環境や低下の背景等によって異なることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「国益」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、円安が我が国経済にもたらす影響については、一般論として申し上げれば、輸出企業や海外展開をしている事業者等の収益は改善する一方、輸入物価の上昇により、仕入価格の上昇を通じた企業の収益悪化や消費者への負担の増加になり得ると考えている。いずれにせよ、為替レートは経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが重要であり、政府としては、外国為替市場の動向を緊張感を持って注視し、過度の変動に対しては適切な対応をとるとともに、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

令和四年十月十一日提出
質問 第八号

我が国経済の現状と「中所得国の罫」との類似性に関する質問主意書
提出者 櫻井 周

我が国経済の現状と「中所得国の罫」との類似性に関する質問主意書

「中所得国の罫」とは、多くの開発途上国が経済成長により一人当たりGDPが中程度の水準に達した後、経済成長パターンを転換できず、経済成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷することを指す。世界銀行の報告書「An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth」

では、東アジア諸国は、資本や労働といった生産要素の蓄積を基本とした経済成長戦略が、資本の限界生産性の低下からその成果が徐々に薄れていくとしていた。その上で、中所得国の罫から抜け出すには、第一に生産及び雇用の重点化・高度化、第二に技術革新の推進、第三に熟練労働者の教育制度を新たな技術習得から新たな商品やプロセスの創造へのシフト、の三つにより規模の経済を十分に活用することが重要であるとしている。

我が国は一人当たりGDPで中所得国よりも高い水準にあるものの、今世紀に入ってから二十二年にわたって他の先進各国と比較しても経済成長が低迷しているところ、「中所得国の罫」と類似の課題を有していると考えられる。すなわち、中所得国の罫から抜け出す方法は、我が国の経済が長期低迷から脱する方法を考える際の参考となると考えるところ、以下、質問する。

一 第二次安倍内閣の経済政策「アベノミクス」は、円安で国際比較による我が国の賃金水準を低下させることで生産コストを低下させ、もって輸出における価格競争力を強化するものであった。しかし、これでは既存の産業構造を温存することとなり、産業の高度化を妨げることになると考えるが、政府の見解如何。

二 我が国の経済発展に必要なのは、賃金水準の引き下げによる価格競争力ではなく、産業構造の高度化による高付加価値化であり、価格が高くても売れる商品・サービスを提供することと考えるが、政府の見解如何。

三 日本の賃金水準が国際比較において低いと、海外から優秀な人材が日本に来なくなり、日本の優秀な人材は海外に逃げてしまうことになりかねない。日本の賃金水準の低下は、我が国の産業の高度化に悪影響を与えることになり、経済発展のマイナスイメージになると考えられるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一〇第八号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出我が国経済の現状と「中所得国の罍」との類似性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出我が国経済の現状と「中所得国の罍」との類似性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「これでは既存の産業構造を温存することとなり、産業の高度化を妨げることになる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「アベノミクス」については、令和三年十月十一日の衆議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「デフレでない状況をつくり出し、GDPを高め、雇用を拡大いたしました。我が国の経済の成長、体質強化に大きな役割を果たしました。」と答弁しているところである。

二について

お尋ねについては、例えば、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和四年六月七日閣議決定)において、「我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していくこととしており、御指摘の「高付加価値化」は我が国の経済成長に重要な要素であると考えている。

三について

お尋ねについては、御指摘の「日本の賃金水準の低下」と「我が国の産業の高度化」との因果関係は必ずしも明らかではないことから、一概

にお答えすることは困難である。

令和四年十月十二日提出
質問 第九号

岸田総理の答弁に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

岸田総理の答弁に関する質問主意書

今月六日の参議院本会議において、旧統一教会に対する解散命令の請求に関する質問に対し、岸田総理は「宗教団体に法令から逸脱する行為があれば厳正に対処する」と答弁した。

ここにいう法令から逸脱する行為とは、平成七年十二月十九日の東京高等裁判所決定(平成七年(ワ)一三三三号)にある「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」を指すのか、それとも、例えば民法第七百九条における「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」ことを含むのか。右質問する。

内閣衆質二一〇第九号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出岸田総理の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出岸田総理の答弁に関する質問に対する答弁書

御指摘の令和四年十月六日の参議院本会議における岸田内閣総理大臣の答弁は、宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第八十一条第一項に規定する宗教法人の解散命令の請求を行う場合に限らず、広く宗教団体に法令から逸脱する行為があった場合に厳正に対処する必要がある旨を述べたものであり、お尋ねの「法令から逸脱する行為」とについては、必ずしも特定の法令を念頭に置

いたものではない。

令和四年十月十二日提出
質問 第一〇号

国葬儀に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

国葬儀に関する質問主意書

故安倍晋三国葬儀は無宗教形式で行われたと承知している。同葬儀において、「宗教的な行為」は行われたのか。

なお、「宗教的な行為」とは、平成二十八年八月八日の「衆議院議員緒方林太郎君提出信教の自由に関する質問に対する答弁書」にあるものを指す。令和四年八月三日提出の「国葬に関する質問主意書」でも述べたとおり、無宗教形式であっても、宗教的な行為を行う可能性はあるのではないかとの問題意識から質問していることを踏まえ、答弁ありたい。右質問する。

内閣衆質二一〇第一〇号

令和四年十月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国葬儀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出国葬儀に関する質問に対する答弁書

故安倍晋三国葬儀において、お尋ねの「宗教的な行為」は行っていない。

発行所 千一〇五―八四四五
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部
配本 一〇〇円
送料 別